

導入機能及び整備方針

- ア 防災…………… 1 ページ
- イ 環境…………… 9 ページ
- ウ 協働…………… 31 ページ
- エ 働き方…………… 45 ページ

機能・性能等の整理

防災に関する論点

防災に関する論点

- 基本理念・基本方針を踏まえて、ワーキンググループでは、災害対策機能の必要諸室や防災教育・防災文化伝承に資する機能の必要性について検討を行っている。

懇話会で議論する論点

論点	大項目	中項目	WGで議論したい点
1	ライフラインのBCP性能		• 防災拠点としてのライフラインのバックアップ対策の妥当性について
2	災害対策機能の必要諸室	(1) 災害対策機能の必要諸室	• 現在の庁舎における災害対策本部機能の課題は何か。 • 災害対策機能の必要諸室の構成に過不足は無いか。 • 災害対策機能の専用/共用の考え方。 • 帰宅困難者や一次的な被災者の受け入れを想定するか。
		(2) 災害対策機能の位置について	• 災害対策機能の位置の考え方について • 災害対策機能と他の機能との関係性について • 災害対策機能と近接して配置すべき部署はあるか。 資料3において説明
3	防災教育・防災文化伝承		• 県民や来庁者の防災意識を向上させるような機能としてどのようなものが想定されるか。 • 県庁舎において、防災展示や防災情報の発信機能は必要か。

論点1 ライフラインのBCP性能

- 「岩手県災害時業務継続計画」において、災害発生時における、電気、ガス、水道等のライフラインに関する被害想定及び復旧見込みについて記載されている。
- これらをもとに今回、整備目標とするライフラインのバックアップ対策について検討を行った。

項目	機能	被害想定	復旧見込み（現状）	バックアップ対策
電力	①電源確保	断線などにより、外部からの電源供給が中断する可能性が高い	自家発電が正常に稼働した場合、72時間は使用可能である。72時間以上稼働する場合には、燃料のA重油を補給する必要がある。 自家発電が故障し、部品調達が困難な場合は、相当期間稼働できないことが見込まれる。	非常用発電機(燃料備蓄72時間分)
	②熱源空調			電力引込二重化 電源車接続対応 非常用発電機からの電源バックアップ
通信	③通信継続	○ 地下回線を使用していることから、使用可能と見込まれる。 ○ 固定電話と携帯電話は、発災後5日間程度は繋がりにくい。 ○ 回線切断等の障害が生じた場合は、全回線が使用不能となる。 ○ 情報ハイウェイの不通により、内線電話は、他公所と不通となる。	○ 電話交換機本体が故障した場合は、部品調達のため、1週間から数週間の期間を有する。 ○ 衛星電話など災害時優先電話は、使用可能である。 ○ 内線電話は、情報ハイウェイの復旧次第で数時間～数日で復旧すると見込まれるが、状況によってはさらに時間を要する可能性がある。	通信引込多重化、衛星電話、クラウド化
				サーバーへのUPS電源及び発電機電源の供給
上水	④飲料水・雑用水	管路被害により、断水する可能性が高い	自家発電が正常に稼働し、貯水槽の水が使用できる場合、飲料水用として、概ね30トン分の使用が可能（自家発電が稼働しない場合は7トン）である。	雨水の雑用水利用
				ペットボトル備蓄
下水	⑤トイレ	管路被害により、利用できない可能性が高い	復旧には相当期間、時間を要すると思われる。	非常用汚水槽(1週間分)
				マホルトイレ
ガス	⑥都市ガス	ガス管路の損傷等により、ガス利用機器である給湯器が利用できなくなる	復旧には相当期間、時間を要すると見込まれる。	プロパンガスの備蓄、ポータブルコンロ・ガスの備蓄

出所：岩手県災害時業務継続計画を元に表を加工

論点 1 ライフラインのBCP性能

・ ライフラインのBCP性能について、以下のような論点について御意見をいただきたい。

県行政を
取り巻く
環境の変化

- ・ 気候変動による自然災害の激甚化や頻発化等、大規模災害リスクが上昇している。

県庁舎整備
を踏まえた
検討

- ・ 防災拠点としてのさらなる機能継続性能の確保が求められる。

論点

- ・ **防災拠点としてのライフラインのバックアップ対策の妥当性について**
 - ライフラインは現状の被害想定に対し、ライフラインの二重化や冗長化等による性能の向上を図る方針とすることによいか。

WGでの主な意見

- ・ 東日本大震災津波の際に、現県庁舎のライフラインは、防災拠点として機能ができたと考えている。
- ・ 発災時の最初の72時間に、どの部屋にどれくらいの人員が入り、どれくらいの電力を使うかなどの観点から、検討することがいいのではないか。
- ・ 発災時に電力や燃料を優先的に供給してもらう協定等を締結することも、冗長化の一つの考え方ではないか。

【主なライフラインのバックアップ対策】

項目	機能	バックアップ対策
電力	①電源確保	非常用発電機(燃料備蓄72時間分) 電力引込二重化 電源車接続対応
	②熱源空調	非常用発電機からの電源バックアップ
通信	③通信継続	通信引込多重化、衛星電話、クラウド化
		サーバーへのUPS電源及び発電機電源の供給
上水	④飲料水・雑用水	雨水の雑用水利用
		ペットボトル備蓄
下水	⑤トイレ	非常用汚水槽(1週間分)
		マンホールトイレ
ガス	⑥都市ガス	プロパンガスの備蓄、ポータブルコンロ・ガスの備蓄

論点 2 (1) 災害対策機能の必要諸室

- 整備が想定される必要諸室は以下のとおり。今後、諸室の必要性及び面積、配置等について今後精査を行っていく。

【災害対策機能の必要諸室の整理】								
室名	新規整備	専用・共用の区分			必要面積	配置検討		摘要（使用人数・必要設備・備品等）
		防災専用	共用	執務室		新庁舎	知事局棟	
復興防災部長室								
防災課・消防安全課								
復興危機管理室・復興推進課・復興くらし再建課								
大会議室 （災害対策本部会議室）	○							（現状：12階特別会議室で対応）
災害対策本部長控室	○							
災害対策本部支援室								現：4-1、4-2特別会議室相当（オペレーションルーム）
他機関リエゾン用執務室	○							30 機関×2人【林野火災時 18機関・39名】 1 機関：長机×1、イス×2
国現地対策本部用執務室	○							現在は国の盛岡第2合庁予定
保健医療福祉活動調整本部	○							保健福祉部、DMAT、DWAT、日赤等
消防活動調整本部	○							指揮支援隊、航空隊、消防庁等
仮眠・控室（中会議室）	○							・緊急消防援助隊 10人用×2室 ・自衛隊 10人用×2室 ・県職員 10人用×2室 ・リエゾン 10人用×2室 ・国現地本部 10人用×2室
倉庫	○							寝具、備蓄（水、食料）、防災服
宿直用個室	○							個室：男女各2部屋 8㎡（4畳半） 警戒本部（3人）・特別警戒本部（5人）
防災無線機械室								
防災無線統制室								
通信機械室（総合防災室）								
プレスルーム	○							
シャワー室								

必要諸室について今後整理

論点 2 (1) 災害対策機能の必要諸室

災害対策機能の必要諸室について、御意見をいただきたい。

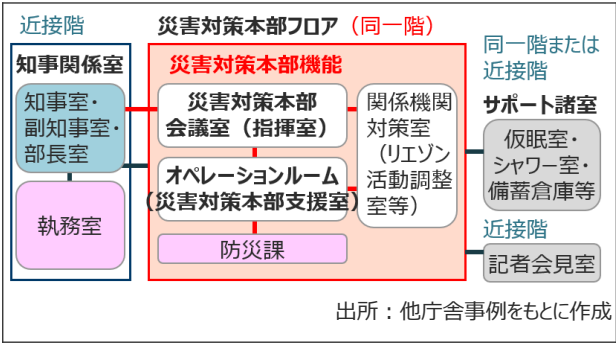
論点

- 現在の庁舎における災害対策本部機能の課題は何か。
 - 必要面積の不足、部屋数の不足、会議室の分散等
- 災害対策機能の必要諸室の構成に過不足は無いか。
 - 発災時に県庁舎での活動が想定される、関係機関、人数、その関係性はどのようなものか。
- 災害対策機能の専用/共用の考え方。
 - 専用が必要となる諸室、平時の利用が可能な諸室は何か。
- 帰宅困難者や一次的な被災者の受け入れをどの程度想定するか。
 - 受け入れはどのようなスペースを想定するか（県民室、エントランスホール、会議室等）

WGでの主な意見

- 災害対応は即時性が求められるのに、災害対策本部が立ち上がった際に、まずやることが会議室の設営であるというのは大きな課題。津波が到達するかもしれない時に、我々は実質的に本部を立ち上げられていないかもしれないというのが現状。
- 専用の受け入れスペースを設けないとしても、想定した場所を確保する必要がある。県庁舎で受け入れられないということにならないようにする必要がある。

【災害対策本部と関係諸室の機能ダイアグラム】



【災害応急対策時に必要となる主な諸室】

室名称	使用目的
災害対策本部会議室	災害対策本部会議の開催
事務室（防災課ほか）	防災関連課の事務室
オペレーションルーム（災害対策本部支援室）	災害時に情報が集約される
関係機関対策室	外部関係機関からの応援の人員のためのスペース
関係課会議室	災害時の関係課の活動、会議等に使用

論点 2 (2) 災害対策機能の位置について

- ・ 災害対策機能の必要諸室の位置について、御意見をいただきたい。

論点

・ 災害対策機能の位置の考え方について

- 災害対策機能は新庁舎の低層部に配置することで支障は無いか。
- 防災関係諸室の配置は、水平・垂直いずれの配置の関係性が望ましいか。

・ 災害対策機能と他の機能との関係性について

- 県民協働機能の計画や関係性について、考慮すべきことはあるか。
- 議会機能の計画や関係性について、考慮すべきことはあるか。

・ 災害対策機能と近接して配置すべき部署はあるか

- 災害対策機能と深く関連する部署はどこか。
- 関連の深い部署が必ずしも上下階等で近接している必要性はあるか。

WGでの主な意見

- ・ 発災時、保健福祉部は保健医療福祉調整本部を立ち上げる必要があり、各関係団体が参集する。各団体の所管は複数課にまたがっているため、保健福祉部は同フロアに配置することが望ましく、調整本部を立ち上げる会議室も同フロアにあることが望ましく、広い方がよい。
- ・ 災害対応業務は被災者の生死にも関わる業務であり、業務に専念できる環境が必要。災害対応をする場所と、休める場所とは最低でも階を分けた方がよい。

資料 3 において説明

論点3 防災教育・防災文化伝承

- ・ 県庁舎整備における防災教育や防災文化伝承に関する観点について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- ・ 発災時の対応だけでなく、平時から防災力の向上を高めることが求められる。
- ・ 東日本大震災津波からの時間の経過とともに、震災を経験していない世代が増えている。

県庁舎整備を踏まえた検討

- ・ 平時から防災力の向上に資する、県庁舎とすることができないか。
- ・ 東日本大震災津波等の震災伝承の機能を持たせることは考えられるか。

論点

- ・ **県民や来庁者の防災意識を向上させる機能としてどのようなものが想定されるか。**
 - 県庁舎としての防災情報の発信（例：リアルタイム情報の発信、災害対応諸室の平時の見学開放、免震層の見学開放等）
- ・ **県庁舎において、防災展示や防災情報の発信機能は必要か。**
 - 県庁舎で発信する必然性があるか、既存施設（東日本大震災津波伝承館。総合防災センター等）との住み分けをどのように考えるか。

WGでの主な意見

- ・ 情報発信機能はあった方がよいのではないか。避難者の受け入れスペースと関連付けていくという考え方もあるのかもしれない。
- ・ 財源を確保するために、このようなスペースを設けるという考え方もあるのではないか。
- ・ 情報発信機能として、東日本大震災津波を経験していることから、震災の伝承という観点でも重要と考える。（協働WGでの意見）

事例等

■ 防災展示



（富山県庁：展示ホール）

■ 防災情報発信



（新潟県庁：災害対策本部会議室前廊下展示）

機能・性能等の整理

環境に関する論点

環境に関する論点

- ・ 県庁舎再整備基本構想に掲げる「環境」の基本理念・基本方針を踏まえ、環境性能の目標水準、ライフサイクルカーボン削減及びこれらを実現するための機能について、御意見をいただきたい。

懇話会で議論する項目

No.	大項目	中項目	論点
1	環境性能の目標水準 (ZEB) ※ 1	(1) 目指すべき目標水準 第 2 回懇話会で議論	・ 新庁舎（新築）及び知事局棟（改修）のそれぞれについて、目標とすべき水準は何か。
		(2) 取り入れるべき機能 第 3 回懇話会で議論	・ パッシブ技術、アクティブ技術、創エネ技術及びエネルギーマネジメント技術の比重についてどのように考えるか。 ・ ペロブスカイト太陽電池等の新技術導入をどのように考えるか。
2	ライフサイクルカーボン削減 (LCCO2) ※ 2	(1) ライフサイクルカーボン削減目標 第 2 回懇話会で議論	・ 県庁舎再整備の方針としてどのように取り入れるべきか。
		(2) 取り入れるべき機能 第 3 回懇話会で議論	・ 既存建築物利用、木材利用等
3	その他の環境指標・認証制度	第 3 回懇話会で議論	・ ZEB及びLCCO2のほかに考慮すべき環境指標・認証制度はあるか。

※ 1 ZEB（Net Zero Energy Building：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：建物で使うエネルギーを大幅に削減し、さらに太陽光発電などでエネルギーを創ることで、年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロに近づける建物

※ 2 LCCO2（Life Cycle CO₂）：建物の一生（ライフサイクル）を通じて排出されるCO₂の総量を評価する考え方

環境に関する関連法令、上位計画の整理

環境に関する関連法令、上位計画を整理した。

項目	関連法令、上位計画等	内容
関連法令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	- 原則として、すべての新築住宅・新築非住宅に省エネ基準適合義務。⇒ 新庁舎は、省エネ基準適合義務あり。 - 増改築を行う部分のみ基準適合が求められる。(R4改正) ⇒ 知事局棟は、改修内容により適合義務あり。 ※修繕・模様替えは含まれない。
上位計画等	岩手県民計画	第5章 政策推進の基本方向 (8) 自然環境 ③ 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます ア 温室効果ガス排出削減対策を推進するため、県民、事業者、行政が一体となった県民運動を実施し、住宅の省エネルギー化の普及啓発や省エネ機器・次世代自動車の導入を促進します。 イ 再生可能エネルギーの導入を促進するため、風力、地熱、バイオマス等の利用を促進するとともに、災害時にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築や、水素の利活用、地域に根ざした再生可能エネルギー関連産業の促進を図ります。
	岩手県環境基本計画	- 温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据え、省エネルギーの徹底した推進と再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策等の推進により、2030年度までに温室効果ガス排出量を57%削減する。 - 県は、本県全体の普及促進を重視しつつ、自らの事務及び事業に関して、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据えた取組を率先して実施する。
	第2次岩手県地球温暖化対策実行計画	- 温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに57%削減（2013年度比） - 新築建築物のZEB化、太陽光発電やLED照明、EVの積極的な導入
	県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針	3 県有施設等の脱炭素化の考え方 原則、以下の基準に沿って、県有施設等の脱炭素化を推進する。 (1) 新築建築物のZEB化 新築事業については、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出削減等に配慮した整備を行うこととし、ZEB Ready 相当以上とする。 (2) LED照明の導入 LED照明については、新築施設に導入するほか、既存設備についても更新時期に合わせて、少なくとも20年以上供用が見込まれる施設に導入する。 (4) 太陽光発電の導入 太陽光発電設備については、10kW以上設置可能な県有施設の約50%以上に自家消費型の太陽光発電施設を導入する。

論点 1 (1) 目指すべき目標水準

- 環境性能において目指すべき目標水準について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- 脱炭素化に向けた県の方針として、新築する県有施設は「ZEB Ready相当以上とする」こととされている。
- 同様の国の方針として、新築する場合は原則として「ZEB Oriented相当以上とする」こととされている。
- 他自治体における庁舎再整備事例（1万㎡以上）においては、「ZEB Ready」が主流となっている。

県庁舎整備を踏まえた検討

- 県庁舎再整備において、県の方針である「ZEB Ready相当以上」を目標とすることが適切か。

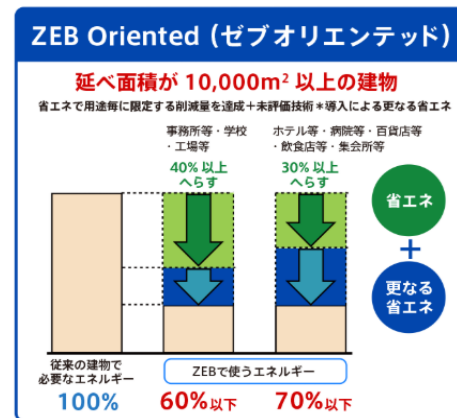
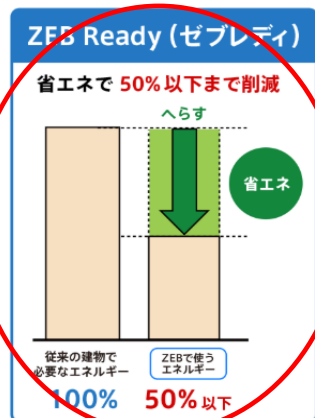
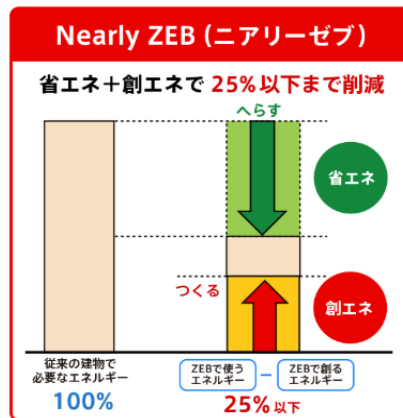
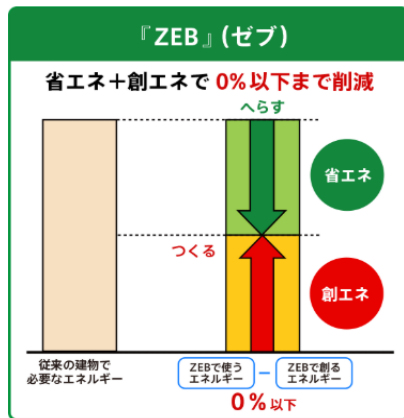
(WGでの意見)「相当」という表現は、必ずしもZEB認証の取得そのものを前提とするものではなく、ZEB Readyが求める性能水準を踏まえながら、省エネや創エネの導入状況などを総合的に勘案して判断するという考え方として理解。

- 目標とすべき水準は何か。
 - 県の方針である「ZEB Ready相当以上」を目指すべきか。
- 新庁舎（新築）及び知事局棟（改修）のそれぞれについて、同じ水準とすべきか。
 - 改修となる知事局棟においても、新庁舎と同水準を目指すべきか。

WGでの主な意見

- 県の方針のとおり、新築については、ZEB Ready相当以上を目指すことが望ましい。一方で、改修については、対応可能な範囲、技術的・構造的な課題等を整理した後、目指すべき水準や費用対効果を含めた現実的な検討が可能となる。

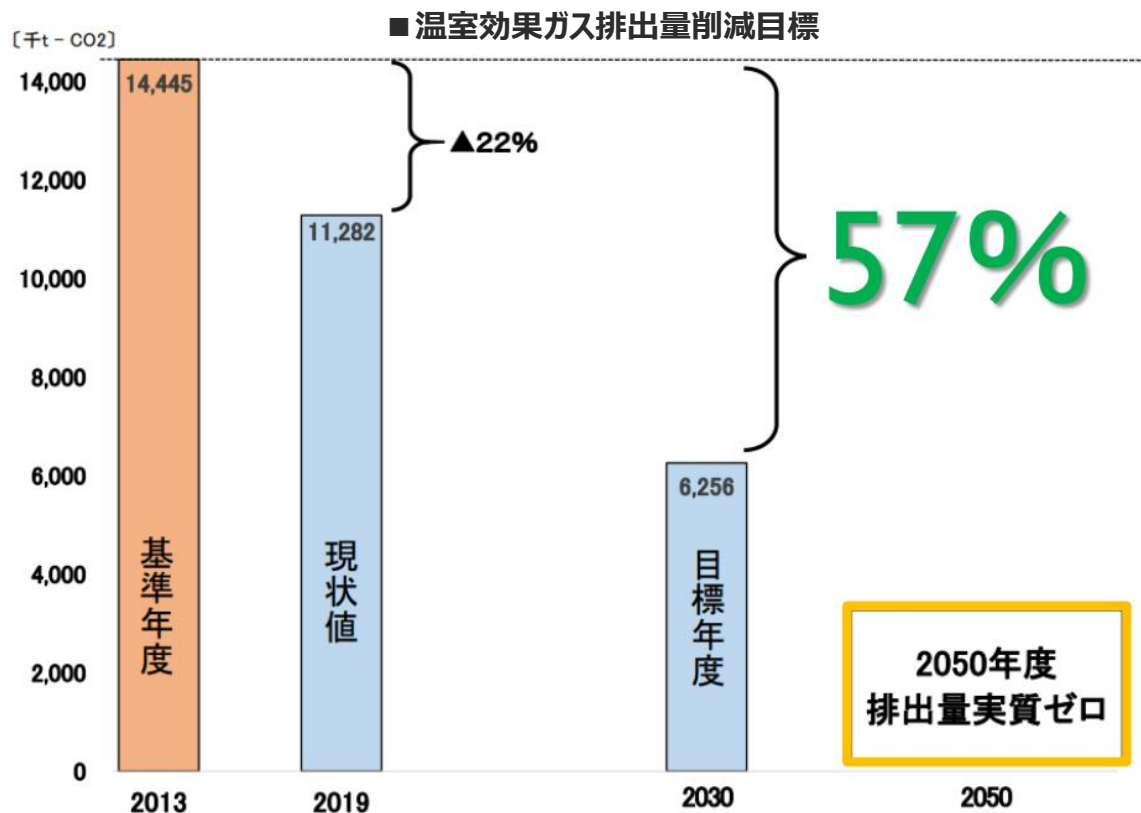
論点



脱炭素化に向けた県の方針①（温室効果ガス排出量削減目標）

脱炭素化に向けた県の方針

- 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに57%削減（2013年度比）と設定



削減対策等40%＋再生可能エネルギー導入7%＋森林吸収量10%＝57%

岩手県地球温暖化対策地域協議会 情報意見交換会資料（令和6年2月1日）より

脱炭素化に向けた県の方針②（新築建築物のZEB化）

脱炭素化に向けた県の方針

- 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに57%削減（2013年度比）と設定
- その目標達成に向け、新築建築物のZEB化、太陽光発電やLED照明、EVの積極的な導入について、原則として次の基準に沿って計画的に推進

新築建築物



今後新築する県有施設は**ZEB Ready**（※1）相当以上とする。

※1 ZEB Readyは50%以上の省エネを図った建築物

LED照明



今後新築する県有施設はもちろん、少なくとも**20年以上供用が見込まれる県有施設**にはLED照明を導入する。

太陽光発電



10kW以上（※2）設置可能な**県有施設の約50%以上**に太陽光発電設備を設置する。

※2 10kW以上は事業用電気工作物で10kW未満は一般用電気工作物

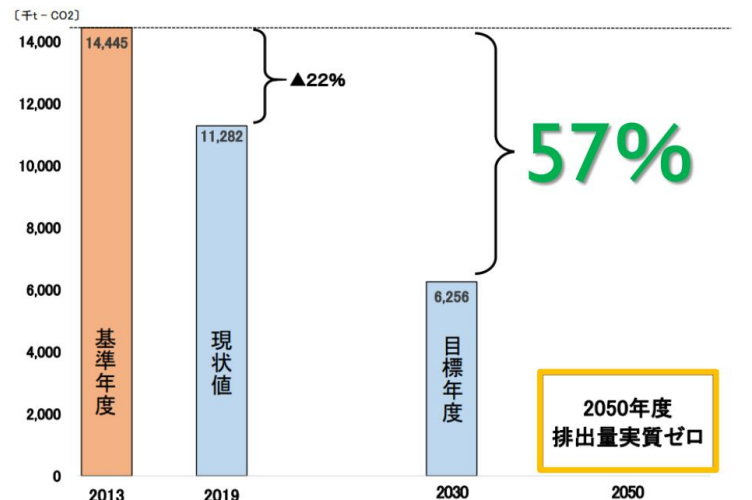
公用車



代替可能な車種がない場合等を除き、**新規導入又は更新する乗用車は全てEV**（ハイブリッドを含む）とする。（※3）

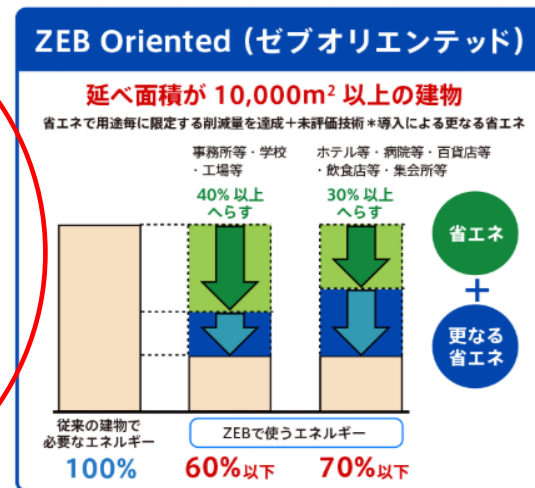
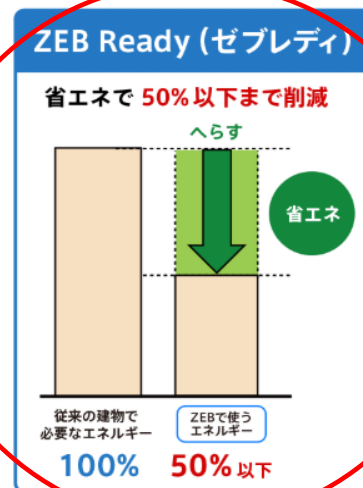
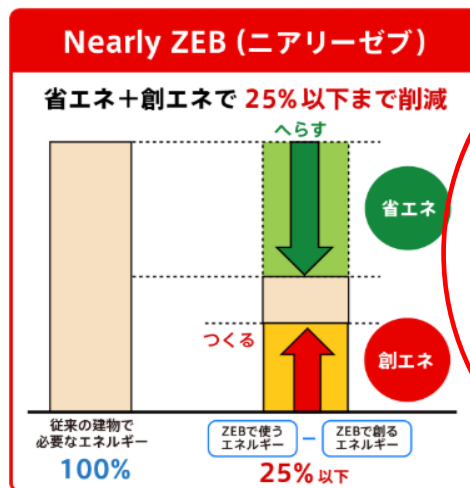
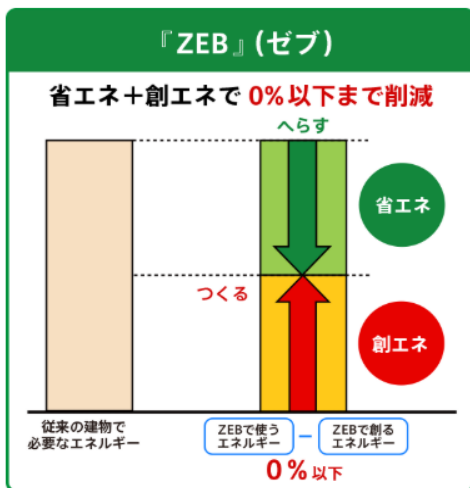
※3 公用車の現行の更新基準は経過年数13年超など

温室効果ガス排出量削減目標



削減対策等40%+再生可能エネルギー導入7%+森林吸収量10%=57%

岩手県地球温暖化対策地域協議会 情報意見交換会資料
(令和6年2月1日)より



脱炭素化に向けた国の方針

脱炭素化に向けた国の方針

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年3月28日
大臣官房官庁営繕部
設備・環境課営繕環境対策室

脱炭素社会の実現に向け、官庁施設整備において ZEB 化を推進！

～「官庁施設の環境保全性基準」を改定しました～

国土交通省では、官庁施設の計画・設計に適用する「官庁施設の環境保全性基準」を改定し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能として、政府実行計画^{※1}に基づき、**新築する場合は原則 ZEB Oriented 相当以上^{※2}とすることを規定しました。**

本基準は、令和4年4月1日から適用します。

なお、本基準は、国の各府省庁が共通して使用する「統一基準」として位置付けられています。

改定のポイント

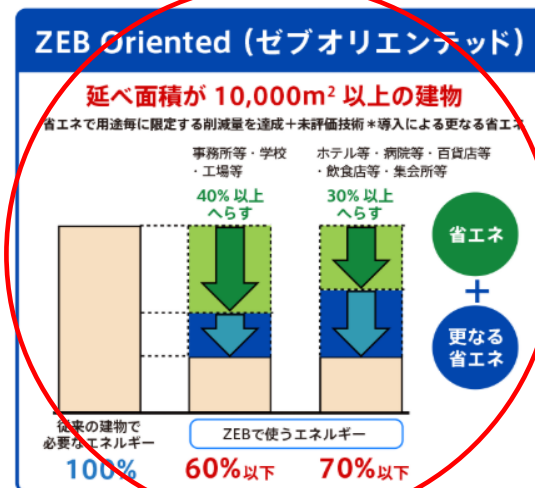
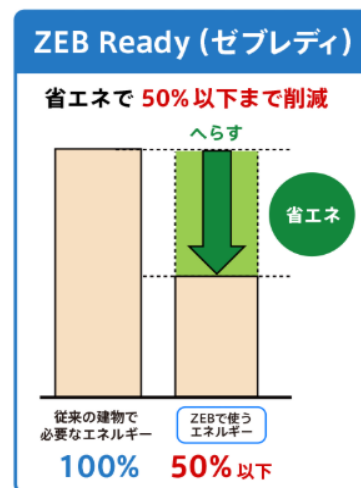
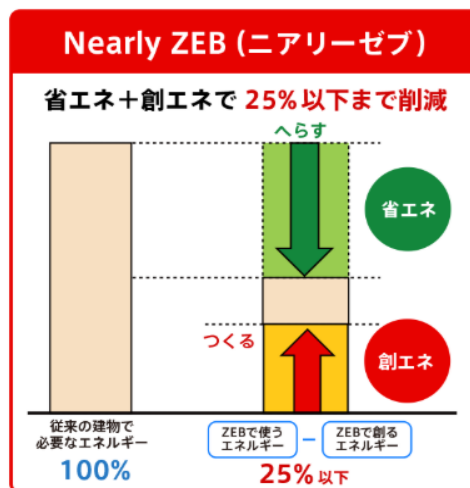
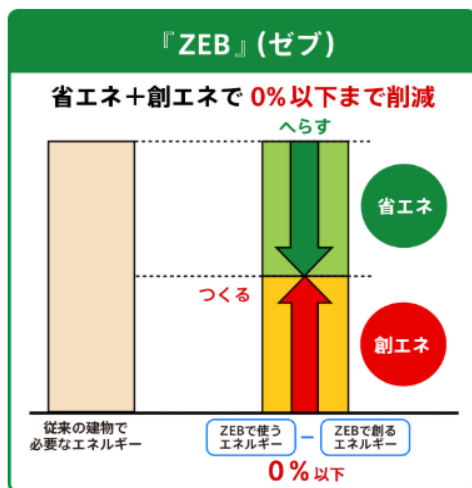
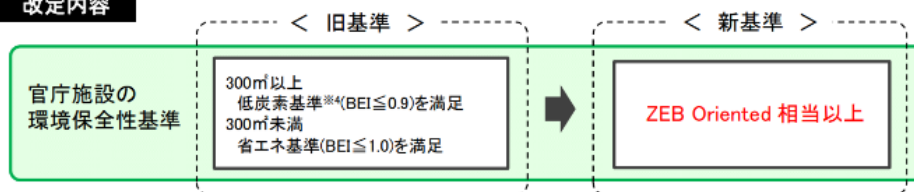
改定前の「官庁施設の環境保全性基準」では、事務庁舎を新築する場合に、延べ面積に応じて、一次エネルギー消費性能を「省エネ基準」($BEI^{※3} \leq 1.0$)より 1 割程度高い水準 ($BEI \leq 0.9$)とすること等を規定していました。

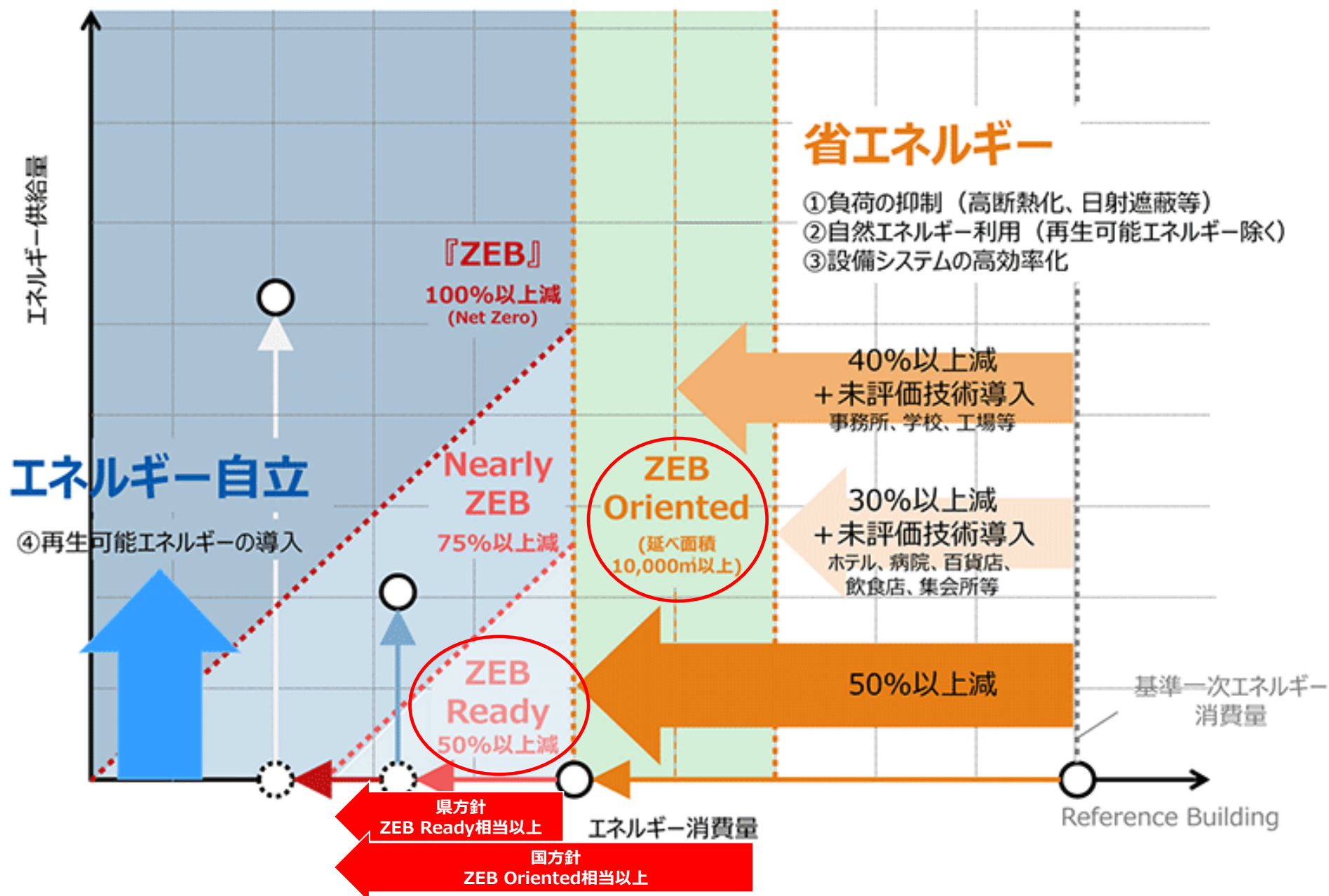
今般、政府実行計画の改定を踏まえ、一次エネルギー消費性能を、**新築する場合は原則 ZEB Oriented 相当以上とする改定を行い、官庁施設整備において ZEB 化を推進します。**

基準本文は、国土交通省ホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000018.html

改定内容





Nearly ZEB	面積	竣工年
八女市新庁舎	11,299	2024

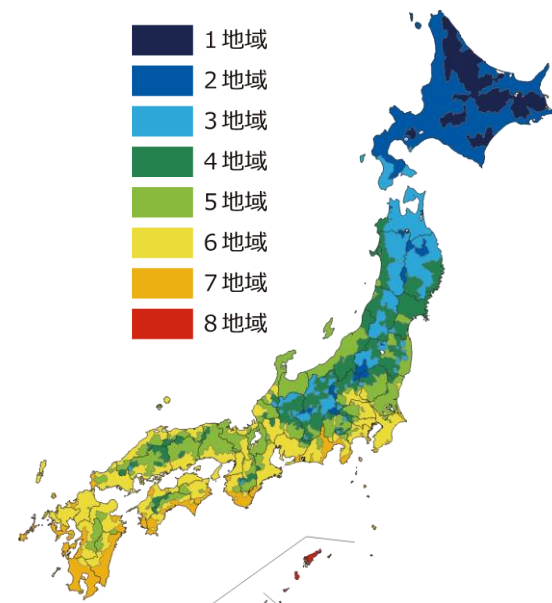
ZEB Ready	面積	竣工年
札幌市中央区複合庁舎〔2地域〕	20,143	2024
秋田市庁舎〔4地域〕	31,133	2016
桐生市役所本庁舎	12,186	2024
八潮市新庁舎	14,711	2023
千葉市新庁舎	48,888	2023
袖ヶ浦市庁舎（新築＋改修）	12,858	2025
中野区新庁舎	47,276	2024
横浜市庁舎	142,582	2020
敦賀市庁舎	12,720	2021
各務原市庁舎	16,805	2023
守山市新庁舎	13,990	2023
伊丹市新庁舎	21,944	2022
大和高田市新庁舎	10,252	2021
鳴門市庁舎	10,694	2024
博多区新庁舎	15,224	2021
糸島市新庁舎	11,716	2023
長崎市新庁舎	51,745	2023

※仙台市役所本庁舎〔5地域〕 65,668 2028

ZEB Oriented	面積	竣工年
北見市新庁舎〔2地域〕	17,213	2020
千葉県企業局本局新庁舎	13,299	2025
旭市役所本庁舎	12,781	2021
世田谷区本庁舎（東棟）	36,485	2026
世田谷区本庁舎（西棟）	36,478	2027
京都市上下水道局総合庁舎	33,648	2022
大手前合同庁舎（大阪第6地方合同庁舎）	48,877	2022
宇部市役所本庁舎	19,068	2022

※ 表中〔〕は、国交省令による地域区分を表している。
省エネ基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、8の地域区分毎に基準値を設定している。

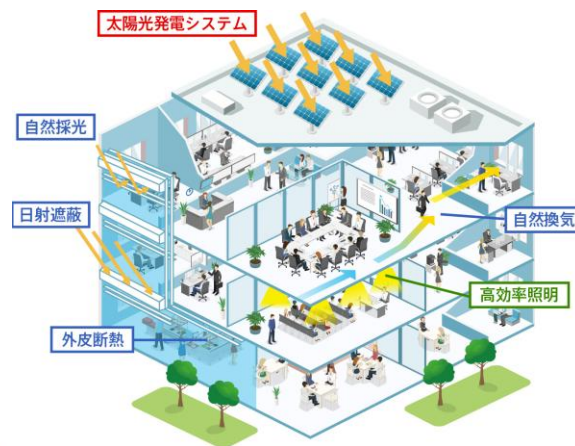
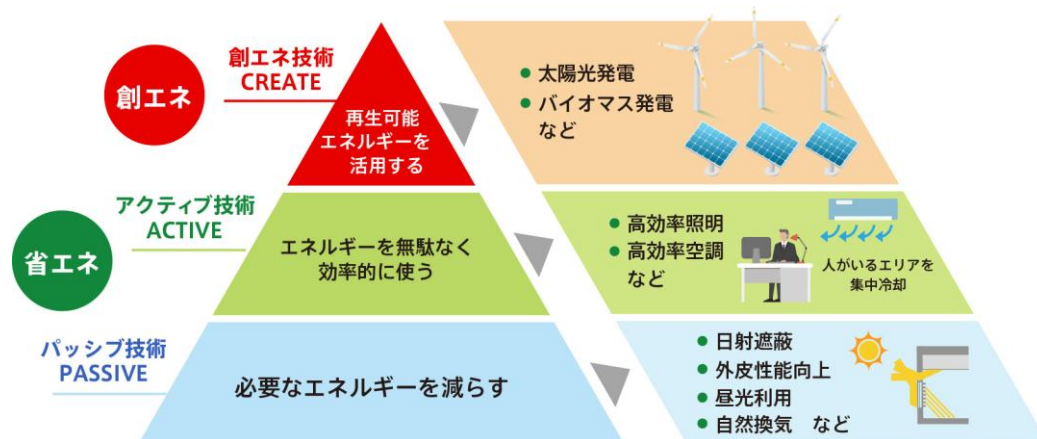
盛岡市：〔3地域〕



ZEBのための技術

- ZEBを実現するための技術は、「エネルギーを減らすための技術（省エネ技術）」と「エネルギーを作るための技術（創エネ技術）」に分けられる。さらに、「建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量（エネルギーの需要）を減らすための技術（パッシブ技術）」と、「エネルギーを効率的に利用するための技術（アクティブ技術）」に分けられる。
- また、建物の運用段階では、どこにエネルギーの無駄が発生しているか、どのように効率的に設備を運用するかなど、エネルギーをマネジメントする技術も重要であり、この技術によって継続的なエネルギー消費量の削減を図ることが可能。

ZEBのための技術	具体例	目的
省エネ技術：パッシブ技術	外皮断熱（高性能断熱材、高性能断熱・遮熱窓）、日射遮蔽、自然採光（昼光利用）、自然換気	必要なエネルギー量を減らす
省エネ技術：アクティブ技術	高効率空調（人のいる場所を集中空調、熱源設備の高効率化、熱搬送設備の高効率化）、高効率換気（全熱交換機）、高効率照明（LED照明、照明制御）	エネルギーを無駄なく効率的に使う
創エネ技術	太陽光発電システム、バイオマス発電等 （創エネ以外の再生可能エネルギー：地中熱利用、太陽熱利用、等）	再生エネルギーを活用する
エネルギーマネジメント技術	BEMS（見える化、分析・診断、自動制御）	効率的なエネルギー運用

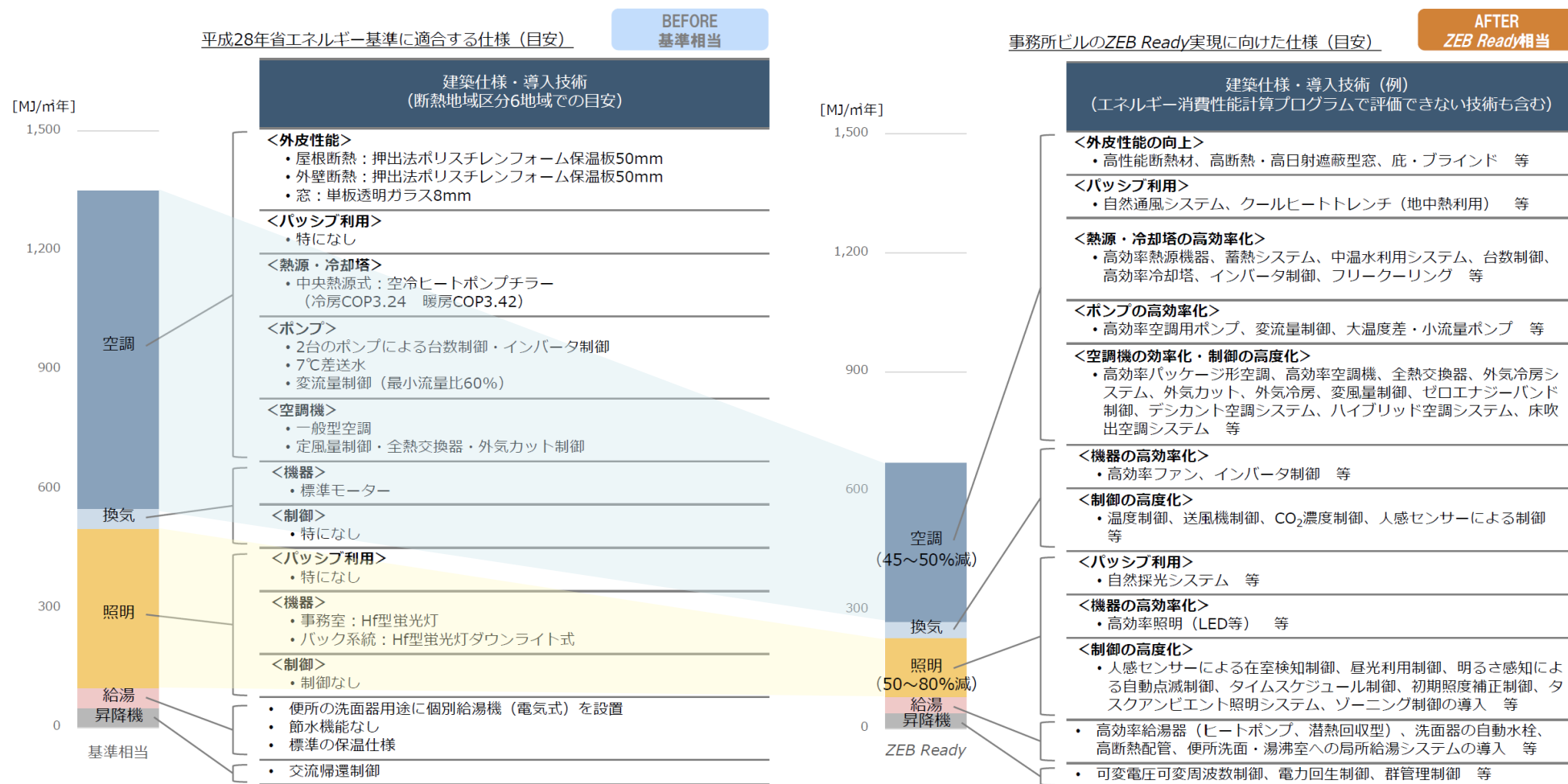


出所：環境省
「ZEB PORTAL - ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ゼブ）ポータル」
ZEBを実現するための技術

出所：環境省
「ZEB PORTAL - ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ゼブ）ポータル」
ZEBを実現するための技術

- ・ 事務所（庁舎）は空調・照明のエネルギー比率が高い特性があるため、これを下げていくことが効果的となる。

ZEB設計ガイドラインによる事務所ビルのZEB Ready実現に向けた仕様（目安）



- 改修ZEBでは**外皮断熱の向上、高効率空調機の導入、LED照明器具**などの採用が多い。
- 改修ZEBに導入されている要素技術をもとに、知事局棟の導入技術方針（案）をまとめた。

区分		技術	導入率(※1)	知事局棟：導入技術方針（案）
パッシブ技術		外皮断熱（屋根、外壁、床等）	◎	外部負荷軽減のため 採用
		外皮断熱（開口部）	○	外部負荷軽減のため 採用 (コストにより方法を検証)
		日射遮蔽（ルーバー・庇・ブラインド等）	△	現在、南側にバルコニーがあるため 採用
アクティブ技術	空調	高効率空調機（PAC,EHP,GHP）	◎	最適な空調機を 採用
		高効率空調機（RAC：ルームエアコン）	△	無し（場所・用途による）
		全熱交換機	△	空調エネルギー削減のため 採用
	照明	LED照明器具	◎	採用 （蛍光灯製造中止）
	換気	高効率ファン	△	設計対応
	給湯	高効率ヒートポンプ	△	給湯の使用頻度により、 設計対応
	受変電・コンセント	高効率トランス	△	設計対応
		蓄電池	○	防災機能維持のため 採用
	エネマネ	BEMS(※2)	○	エネルギー管理のため 採用
創エネ技術		太陽光発電	◎	設計対応 （防災機能維持）

出所：特に既存改修ZEB化の場合 | 環境省「ZEB PORTAL - ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ゼブ）ポータル」をもとに、表を修正

※1 導入率：◎ 80%以上、○ 50～79%、△ 20～49%（環境省補助事業に採択された既存建築物の導入技術を集計）
※2 BEMS（Building Energy Management System）：建物のエネルギー使用状況を監視・分析し、空調や照明を最適制御することで省エネルギー化を図るシステム。

論点 2 (1)ライフサイクルカーボン削減目標

- ・ ライフサイクルカーボン削減に係る目標設定について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- ・ 建築物LCCO₂評価制度として、2028 年度から、延床面積5,000 m²以上（国の庁舎は、2,000m²以上）の大規模事務所を対象に、設計段階におけるLCCO₂ の算定と届出が義務化される見通しとなっている。

県庁舎整備を踏まえた検討

- ・ 2028年度以降の着工が確実な県庁舎再整備において、LCCO₂削減をどのように考慮すべきか。

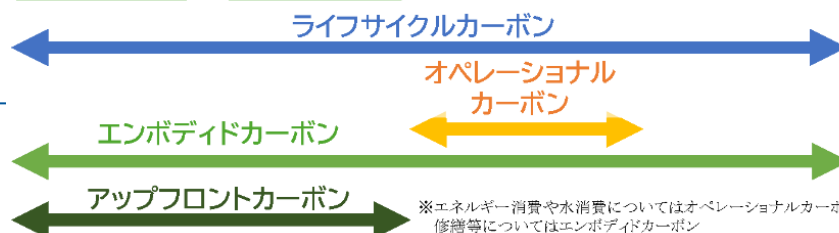
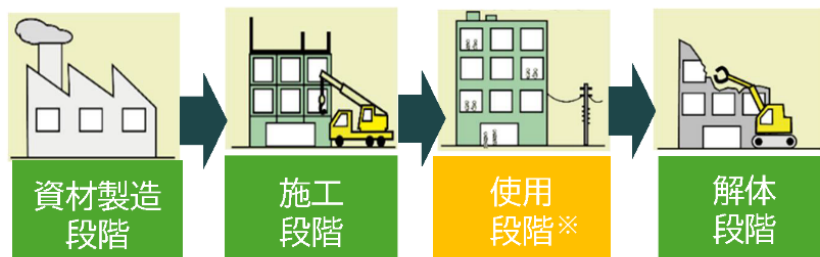
- ・ 県庁舎再整備の方針としてどのように取り入れるべきか。

➤ 現時点では、ZEBのように具体的な数値により段階的な認証が行われるものではないが、どのような方針を設定することが適切か。

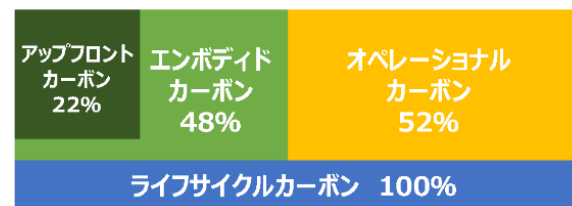
WGでの主な意見

- ・ 現時点で具体的なLCCO₂や環境性能の数値目標まで精緻に算定できる状況ではないのではないか。
- ・ 建物の規模や構造、使用する材料、設備仕様など、前提条件によって結果が大きく変わるため、今の段階では大まかな方向性や考え方を整理することが重要。

建築物のライフサイクルのイメージ



ライフサイクルカーボンの構成イメージ



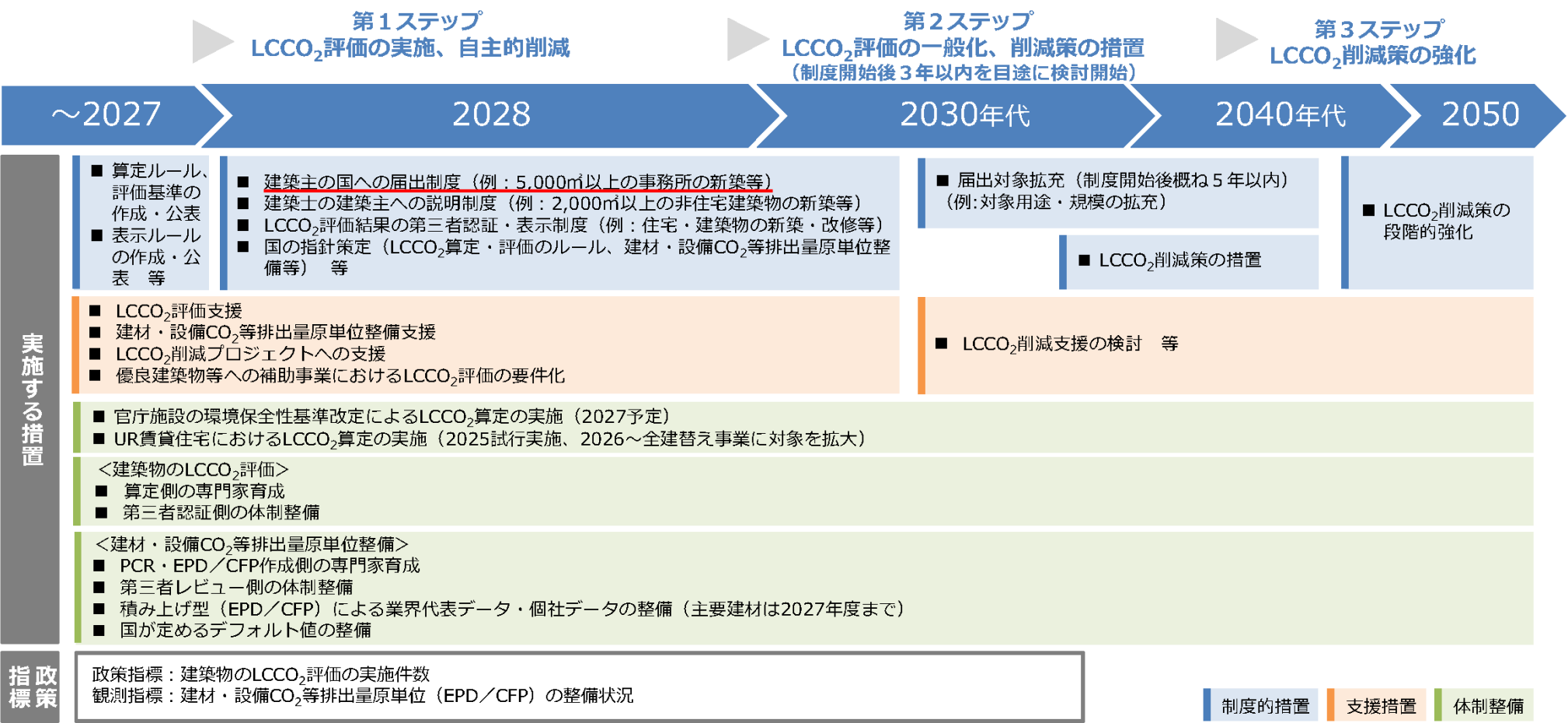
J-CATケーススタディ平均値（全用途）N=26

※エネルギー消費や水消費についてはオペレーショナルカーボン、修繕等についてはエンボディッドカーボン

出典：令和6年度 ゼロカーボンビル（LCCO₂ネットゼロ）推進会議 報告書（令和7年3月）
IBECs、JSBC）p.71 「図3.5-1. ケーススタディ算定結果の分布」のグラフをもとに作成

LCCO2（国における算定・評価等促進制度の検討概要）

- 建築物LCCO2評価制度として、以下の内容が提示されている。
- 2028 年度からは、延床面積5,000 m²以上（国の庁舎は、2,000m²以上）の大規模事務所を対象に、設計段階におけるLCCO2 の算定と届出が義務化される見通し。**
- 今後、建物整備においてLCCO2 算定の重要性が一層高まることが想定される。

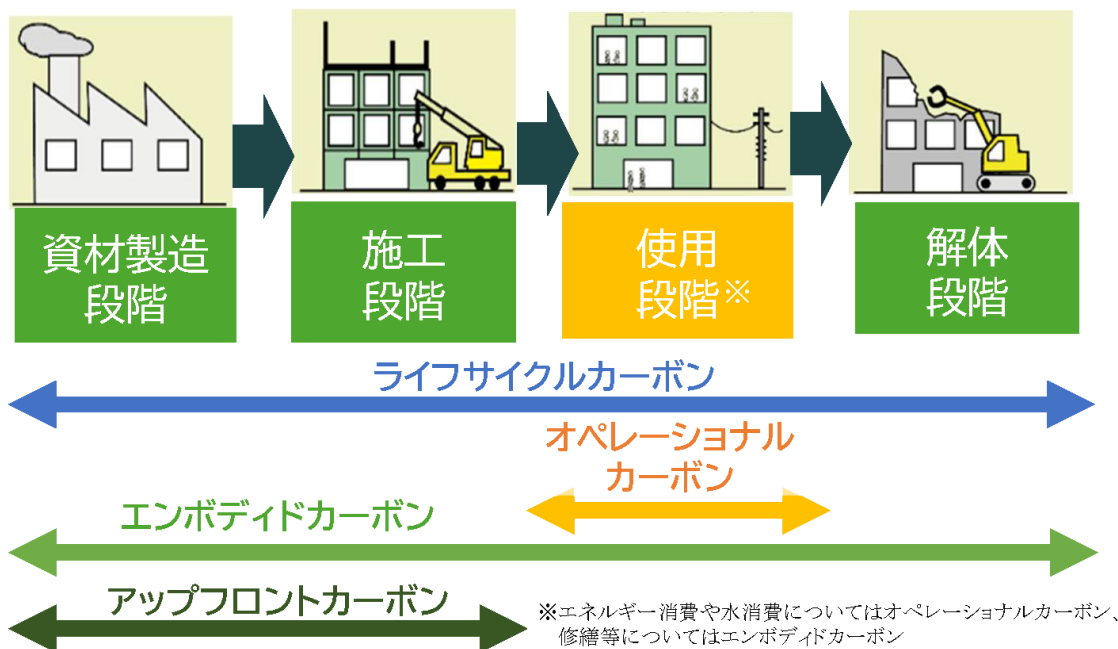


制度的措置 支援措置 体制整備

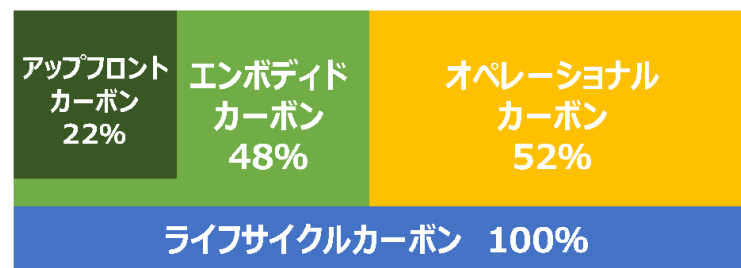
LCCO2（建築物のライフサイクルのイメージ）

- 建築物のライフサイクルカーボン評価（LCCO2評価）は、建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷（温室効果ガス）を算定・評価することとなっている。
- 現在の省エネ規制は、「建築物使用時」の「エネルギー消費量」の削減を評価するものであるのに対して、建築物 **LCCO2制度は、「ライフサイクル全体」の「CO2等排出量」の削減を評価する点**が異なる。
- 計画から解体までを、ライフサイクルカーボンのうち、設計・施工時点では、アップフロントカーボン、使用段階では、オペレーショナルカーボンとされている。

建築物のライフサイクルのイメージ



ライフサイクルカーボンの構成イメージ



J-CATケーススタディ平均値（全用途）N=26

出典：令和6年度 ゼロカーボンビル（LCCO2ネットゼロ）推進会議 報告書（令和7年3月）
IBECs、JSBC）p.71「図3.5-1. ケーススタディ算定結果の分布」のグラフをもとに作成

出所：国土交通省 建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会

LCCO2（取組事例）

- ・ 建築物のライフサイクルカーボン評価における設計上の工夫の例として、以下の内容が提示されている。
- ・ 建材の他、既存建築物利用、低酸素材料として木材利用も取り組み例として挙げられている。

<資材製造・施工段階（アップフロントカーボン）>

- 既存建築物・既存基礎等の活用
- 低炭素材料・GX製品の採用（グリーン鉄、環境配慮型コンクリート、木材など）
- リユース材・リサイクル材（再生冷媒含む）の活用
- 資材数量の削減
- 第三者検証を受けた建材・設備のEPD/CFPの採用

<維持管理・解体段階（アップフロントカーボン以外のエンボディッドカーボン）>

- 耐久性の高い建材・設備（耐用年数が高い建材・設備）の採用、長寿命化のための措置
- 地球温暖化係数の低い冷媒を用いる設備機器の選択
- 冷媒漏洩防止措置の活用
- 解体容易性に配慮した設計

<使用段階（光熱水関連）（オペレーショナルカーボン）>

- 空調・暖冷房負荷等の削減（高断熱材の採用、日射遮蔽等）
- エネルギー効率の高い機器の採用（高効率空調・暖冷房・給湯機等）
- 再生可能エネルギー設備の設置（太陽光発電設備等）
- 再生可能エネルギーの採用



庁舎のライフサイクル全体を見据えた、「脱炭素社会に貢献する」庁舎のための機能・性能

- 各要素について、以下のとおり整理した。

視点	具体的な機能・性能	導入の効果	事例等
運用エネルギーの縮減	- 外皮性能の向上（高断熱（断熱材・高断熱ガラス）、日射抑制（庇・ブラインド）など） - 機器の効率化（高効率熱源機器、空調機、LED照明など） - 制御の高度化（人感センサー、昼光センサー、タスクアンビエント照明など） - 自然採光、自然通風、地中熱利用、雨水利用 【運用エネルギーの最適化】 - BEMS（ビルエネルギーマネージメントシステム）の導入 - コミショニングによる最適化	- 地球環境の保全に貢献できる。 - 庁舎の運用コストを削減できる。（導入コストを除く） - 利用者の快適性の向上につながる。	■ 環境に配慮した庁舎のイメージ（長崎県HP）
再生可能エネルギーの活用	- 太陽光発電、太陽熱利用 - 地中熱利用	- 地球環境の保全に貢献できる。 - 庁舎の運用コストを削減できる。（導入コストを除く） - 災害時の活用ができる	■ 屋上の太陽光パネル（二戸地区合同庁舎）
ライフサイクルアセスメントへの配慮	【建設時にかかるCO2削減】 - 低炭素建材の採用（構造材・内装材への木材利用、再生建材・リサイクル材の採用） 【維持管理にかかるCO2削減】 - 高耐久性材料の選定 - メンテナンス性に配慮した計画、建材の選定 - 更新性の高い建築計画	- 地球環境の保全に貢献できる。 - 地域経済への波及・地場産業の促進に寄与できる。	■ 木造の住田町役場 （住田町HP）

都市環境・地球環境の向上に貢献し、「岩手の持続可能なまちづくり・環境との共生を推進する」庁舎のための機能・性能

- 各要素について、以下のとおり整理した。

視点	具体的な機能・性能	導入の効果	事例等
県産木材の活用	・構造体への活用（木造、耐震要素） ・内装材への活用（仕上材、造作材） ・什器・家具への活用 ・FSC認証木材の採用	・地球環境の保全に貢献できる。 ・地域経済への波及・地場産業の促進に寄与できる。	■ 構造体  ■ 内装材 
グリーンインフラの整備	・緑地空間の整備 ・屋上緑化・壁面緑化 ・在来種を取り入れた植栽計画 ・オープンスペースの整備 ・雨水の涵養	・地域環境・まちづくりに貢献できる。 ・利用者の快適性の向上につながる。 ・庁舎の運用コストを削減できる。（導入コストを除く）	■ 屋上庭園の計画 （那覇市庁舎）  （那覇市HP） ■ 地域景観への貢献 （盛岡市）  （内丸プラン基本方針編（素案））
地域景観への貢献	・内丸エリアの景観形成、まちなみとの調和 ・デザインコードの策定	・地域環境・まちづくりに貢献できる。	
県民への啓蒙	・エネルギー使用量のモニタリング表示（見える化）	・利用者の環境保全への意識向上につながる。	

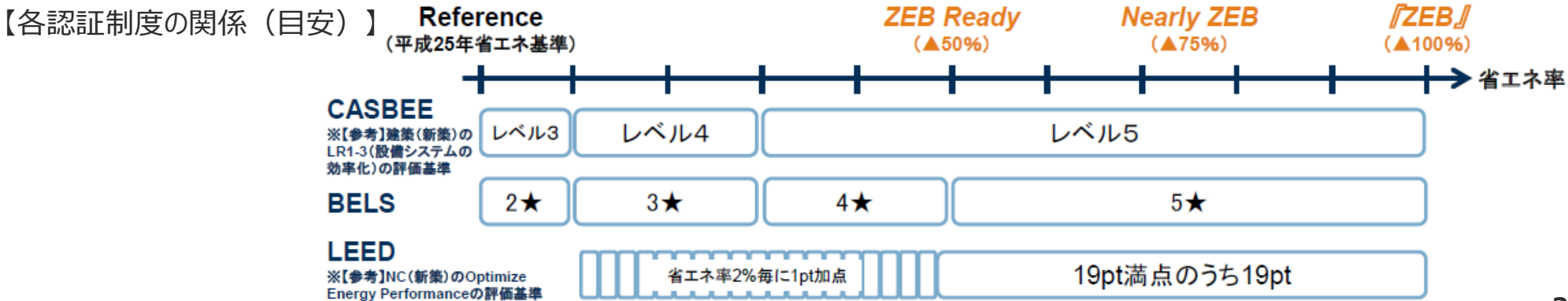
未来の気候変動・環境変化を見据えた、「次世代の長寿命」庁舎のための機能・性能

- 各要素について、以下のとおり整理した。

視点	具体的な機能・性能	導入の効果	事例等
未来の気候変動、環境変化への対応	【気温上昇への対応】 ・余裕を持った断熱性能の設定 ・余裕を持った空調機能力の設定 【降雨量増加への対応】 ・余裕を持った樋の設定 ・雨水流出抑制施設の設定	・将来の更新費用の低減が期待できる。 ・異常気象時でも迅速な対応が期待できる。	■ ガラス型ペロブスカイト太陽電池 
新技術導入を見据えた対応	【導入例】 ・ペロブスカイト ・透明断熱材 ・カーボンネガティブコンクリート ・水素ボイラー	・先進取組の実践を広くPRできる。 ・効率的なエネルギーの確保が期待できる。	
未来の運用の変化への対応	・機器の増設、リプレイスを見据えた機械室などのスペース確保 ・スケルトン・インフィルを明確にした施設構成 ・間仕切りのないオープンフロア	・将来の更新費用の低減が期待できる。 ・運用コストを削減できる。 (導入コストを除く) ・フレキシブルな庁舎利用につながる。	■ リプレイススペースの確保（長崎市庁舎） 
長寿命化	・施設運用マニュアルの策定 ・施設管理計画の策定 ・長期修繕・更新計画の策定	・運用コストを削減できる。 (導入コストを除く)	

・ 認証には、エネルギー性能のみを評価する認証の他、総合的な環境性能や健康・快適性等を評価する認証がある。

評価内容	認証制度	主な特徴	主な指標
エネルギー性能	BELS	建築物の省エネ性能をBEIで評価 BELSはエネルギー性能のみを評価する制度で設計時点での性能を評価、新築・既存双方に適用可	BEI(一次エネルギー消費量)、星による評価（★1～5）。
	ZEB評価制度	エネルギー消費削減率による4段階評価 BELSの最高ランクに加え、もう一段省エネ性能が高い建築物であることを示す仕組み	BEIの数値によりZEBレベルを段階評価。 BELSで認定書に記載。
総合的な環境性能	CASBEE	環境品質(Quality)と環境負荷(Load)の比(Q/L)による評価。 エネルギー性能だけでなく資源循環や室内環境等も含めた総合的な環境性能を評価	総合評価指標は「BEE(Built Environment Efficiency) = Q ÷ L」。 建築環境・省エネルギー機構 または認定機関にて評価。 Cランク（劣っている）から、B-、B+、A、S（大変優れている）の5段階でランク分け。
	LEED(米国)	米国の非営利団体USGBCによる米国発の建築環境認証。 （日本国内でもオフィスビル等で導入例あり）	LEEDポイント（エネルギー効率、CO ₂ 排出量、IEQ等）評価基準を満たすことで得られるポイントの合計値によって、CERTIFIED（標準認証）、SILVER、GOLD、PLATINUMの4段階で評価。
総合的な環境性能 + 健康・快適性等	WELL認証(米国)	人の健康・快適性・ウェルビーイングに特化した建築評価制度 （室内環境、メンタルヘルス等）	医学的観点からも検証。 空気、水、食物、光、運動、温熱快適性、音、材料、こころ、コミュニティなどが評価項目となる。
	CASBEE ウェルネスオフィス	従来のCASBEEにおける環境品質Qの評価範囲を、健康増進や知的生産性向上の観点から膨らましたもの	主に建物で働く人が健康で、生産的に働くための環境性能を評価。 内装や什器計画、テナント入居組織の取組まで、その評価範囲となる。



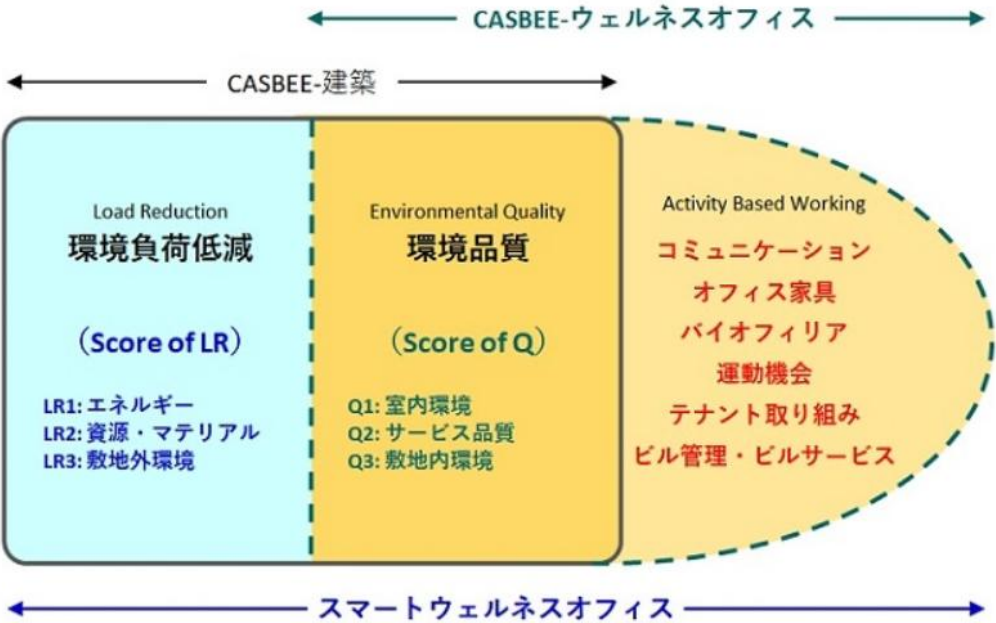
・ 近年の庁舎におけるCASBEE-建築、CASBEE-ウェルネスオフィスの主な事例は以下のとおり。

■ CASBEE-建築

ランク	認証年	評価段階	施設名・自治体	延床面積
S	2025年	実施設計	八千代市新庁舎	約13,000㎡
S	2024年	実施設計	府中市新庁舎	約32,600㎡
S	2024年	実施設計	国分寺市新庁舎	約21,800㎡
S	2024年	実施設計	仙台市役所本庁舎	約62,000㎡
A	2024年	実施設計	山口市新庁舎	約24,000㎡
A	2024年	実施設計	気仙沼市新庁舎	約9,200㎡

■ CASBEE-ウェルネスオフィス

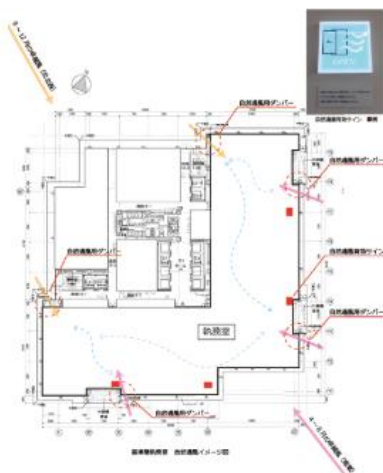
ランク	認証年	評価段階	施設名・自治体	延床面積
S	2024年	実施設計	中央区複合庁舎	約20,000㎡
S	2024年	実施設計	仙台市役所本庁舎	約62,000㎡
S	2023年	実施設計	島田市役所新庁舎	約11,200㎡
S	2023年	実施設計	守山市新庁舎	約13,000㎡
S	2022年	実施設計	千葉市役所本庁舎	約48,800㎡
S	2021年	実施設計	伊丹市庁舎	約22,000㎡



- 仙台市役所本庁舎はCASBEE-建築、CASBEE-ウェルネスオフィスともに認証を受けている。
- CASBEE-ウェルネスオフィスにおける項目別の評価内容はオフィスレイアウトや福利厚生制度など、建物で働く人健康や生産性の観点から多岐に渡る。

健康性・快適性 (Qw1)

- 自然通風を積極的に取り組む平面形状とし日常的な執務空間の快適さと共に省エネを推進
- 敷地における卓越風の方角に合わせた平面形状の凹凸により正・負圧帯を形成し、自然通風を促進
- 大部屋エリアを想定し、将来の変更にも対応可能なオープンエリアの執務空間
- 「自然通風有効サイン」を設け、職員による窓開けを促すサインが点灯します。



利便性向上 (Qw2)

- 利便性向上を図った3箇所のEVコアの分散配置
- 柔軟な働き方で職員のパフォーマンスを高める環境づくり
- 業務内容に合わせて適した場所を使う働き方 (ABW)
- オープンな場所で気軽に使えるミーティングスペース
- 開かれた空間で集中して作業ができるブース
- 状況に応じレイアウト変更ができるキャスター付きで可変性ある什器



安全・安心性 (Qw3)

- 3日間運転可能な発電機用燃料を備蓄
- 免震+制振ハイブリッド構造の採用
- 市民や職員などが入れるエリアに応じたセキュリティゾーニングを行い、セキュリティレベルに応じた入出管理



運営管理 (Qw4)

- 防災センターを庁舎内に設置
- 人感センサーや照度センサーによる照明制御
- 定期的な消防訓練の実施、AEDの設置

プログラム (Qw5)

- カウンセラー等のサポート・独自のメンタルヘルス対策
- 職場における感染症拡大の防止及び職員の健康管理の徹底
- 保険組合による福利厚生制度

その他

- 施設内に貸し会議室や市民協働施設、飲食店舗などがあり、利便性や快適性が高い



機能・性能等の整理

協働に関する論点

協働に関する論点

- ・ 県庁舎再整備基本構想に掲げる「協働」の基本理念・基本方針を踏まえ、ワーキンググループでは、協働・共創スペースの必要性やパブリックスペースの在り方について、検討を行っている。

懇話会で議論する項目

No.	大項目	中項目	WGで議論したい点
1	協働・共創スペースの必要性	(1) 市町村との協働・共創 第2回懇話会で議論	・ 県と市町村との協働・共創の可能性をどう考えるか。 ・ 市町村職員が県庁舎を利用する場面として、何が想定されるか。 ・ 県庁舎に必要な機能として、どのようなものが考えられるか。
		(2) NPO等との協働・共創	・ 県とNPO等との連携の現状はどうなっているか。 ・ アイーナ等との機能分担をどう考えるか。アイーナで代替できない県庁独自の機能は。 ・ 県庁舎に必要な機能として、どのようなものが考えられるか。
		(3) 企業等との協働・共創	・ 県と企業等との協働・共創の可能性をどう考えるか。 ・ 県庁舎に必要な機能として、どのようなものが考えられるか。
		(4) 協働・共創スペースの方向性 第3回懇話会で議論	・ 協働・共創スペースを県庁舎内に設置する意義は何か。 ・ 想定される協働・共創スペースとしてはどのようなものが考えられるか。 ・ 協働・共創スペースの主たる利用者を誰と想定するか。 ・ 協働・共創スペースの運営方法をどう考えるか。
2	パブリックスペースの在り方	(1) 県民室の在り方 第2回懇話会で議論	・ 現在の県民室の機能や利用状況をどのように評価するか。 ・ 待合せ、休憩、打合せ、学習等の機能をどの程度確保すべきか。
		(2) 情報発信の在り方	・ 他の自治体では、県政を発信するスペースを設けているが、どのように考えるか。 ・ 県庁舎で発信すべき県政情報とは。
		(3) 来庁者エリアと執務室エリアとの棲み分け 第3回懇話会で議論	・ 来庁者が利用できる範囲をどう考えるか。 ・ 来庁者の利便性と執務エリアのセキュリティ確保をどのように両立するか。

論点 1 (1) 市町村との協働・共創

- 市町村との協働・共創について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- 災害対応や人口減少対策など、一自治体だけでは対応が困難な課題が増加している。
- 職員確保の困難化や専門人材の不足により、市町村単独での行政運営が困難となる分野が増加している。
- 広域自治体である県には、市町村間や関係機関との連携を支える役割が求められている。

県庁舎整備を踏まえた検討

- 協働・共創による地域課題の解決や広域的な行政課題に対応していくため、県庁舎再整備を契機に、県と市町村が情報共有や相談、協議を行いやすい環境を整備できないか。

- 市町村との協働・共創で、県庁舎に必要な機能として、どのようなものが考えられるか。**
 - 県職員と市町村職員がともに打合せや相談、協議等ができるとともに、待合せ時間にはリモートワークができるよう、コワーキングスペースを設けることとしてはどうか。
 - コワーキングスペース等を設置する場合、庁舎の効率的な使用の観点から、市町村向けの専用スペースとするのではなく、多様な主体が利用できるスペースとしてはどうか。

WGでの主な意見

- 公式の会議に限らず、日常的に相談や意見交換ができる環境づくりが重要。こうした基盤が整うことにより、協働事業や広域連携の取組が生まれることを期待。
- 市町村職員が県庁を訪問する主な機会は、会議や協議等であると考えられますが、その前後の時間を有効活用できる場所が十分でないことが現状ではないか。
- 市町村職員や民間事業者等が一時的に利用できる打合せスペースやコワーキングスペースを整備することは有効ではないか。ただし、庁舎の性格を踏まえれば、市町村専用ではなく、対象を限定せず幅広い方が利用できる空間として整備することが望ましい。

論点

事例等

■北海道庁 官民交流サロンconnect



出所：北海道HP

- 本庁舎2階のスペースで、企業・市町村・地域おこし協力隊などが日常的に交流し、情報交換やマッチング等に資する官民交流拠点となっている。

（市町村の活用事例）

- 市町村と地域おこし協力隊等が交流するためのセミナー、イベント開催。
- マッチングの場を通じて、市町村と企業の包括連携協定の締結が実現。

■やまぐち創生テレワークオフィスYY!SQUARE



出所：山口県HP

- 山口県庁本館1階県民ホール内に整備された、コワーキング機能を備えた地方創生テレワーク拠点であり、県内外の職員、従業員等が利用できる。

論点 1 (2) NPO等との協働・共創

- NPO等との協働・共創について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- 複雑化・多様化する地域課題に対応するため、NPOや公益法人など、多様な主体との協働・共創が求められている。

県庁舎整備を踏まえた検討

- 県庁舎再整備を契機として、多様な主体が交流・対話し、新たな連携や共創を生み出す場を整備することはできないか。

- **アイーナ等との機能分担をどう考えるか。アイーナで代替できない県庁独自の機能は。**
 - アイーナ（岩手県民情報交流センター）がある中で、県庁舎に求められる機能は。
- **NPO等との協働・共創で、県庁舎に必要な機能として、どのようなものが考えられるか。**
 - 県とNPO等が日常的に打合せや相談、協議等ができるように、協働・共創スペースを設けることとしてはどうか。
 - 協働・共創スペースを設置する場合、NPO等向けの専用スペースとするのではなく、多様な主体が利用できるスペースとしてはどうか。

WGでの主な意見

- アイーナ内にあるNPO活動交流センターでは、NPOが普段から活動できる場に加え、相談対応の体制も整っており、アイーナとの役割分担の検討は必要。県庁舎には、NPOと県の関係課との連携を促す役割が考えられるのでは。
- NPOのリーダー層の方からは、県庁は敷居が高いとの話を伺ったことがある。
- NPO側から見た課題を把握するため、聴き取りの機会を設ける必要があると感じる。例えば、NPO活動交流センターの職員に聴き取りしてはどうか。
- 新たな価値を生み出す創造的な場づくりは重要だが、最初からそこだけを議論すると抽象的になりやすいので、まずは実際に必要とされている場面から掘り下げるのが望ましいのでは。
基礎的なニーズと将来的な可能性を分けて整理することが重要。

論点

事例等

■ 中野区役所 ナカノバ



出所：中野区HP

・区役所低層部に整備されたオープンな交流・情報発信スペースで、区民や団体、事業者等がセミナーやイベントを開催できる拠点となっている。

■ 横浜市役所 協働LAB



出所：横浜市HP

・市庁舎 1 階の市民協働推進センター内に設けられたスペースで、打合せやセミナー、イベント等に利用されている。（セミナー、イベントは、横浜市との協働事業が対象）

論点 1 (3) 企業等との協働・共創

- 市町村との協働・共創について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- DX、GX、人口減少対策などの分野において、民間企業が有する専門的知見やノウハウの活用が重要となっている。
- 官民連携による地域課題の解決や新たな価値創出への期待が高まっている。

県庁舎整備を踏まえた検討

- 県庁舎再整備を契機として、企業等との協働・共創を促進する環境を整備できないか。
- 多様な主体が集い、課題解決や新たな価値創出につながる「官民共創の拠点」とすることができないか。

企業等との協働・共創で、県庁舎に必要な機能として、どのようなものが考えられるか。

- 官民共創による地域課題の解決や付加価値の創出につなげていくため、協働・共創スペースを設けることとしてはどうか。
- 協働・共創スペースを設置する場合、庁舎の効率的な使用の観点から、企業等向けの専用スペースとするのではなく、多様な主体が利用できるスペースとしてはどうか。

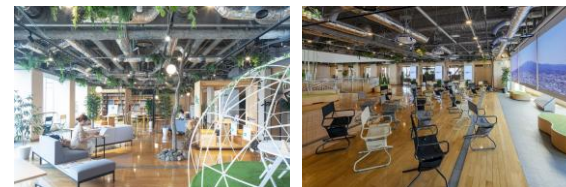
WGでの主な意見

- 企業が県庁を訪れる目的としては、自社の企業情報を持参し、企業活動や事業活動について相談する機会が多いと考える。企業情報を扱うため、オープンスペースよりは、必要に応じてクローズドにできるスペースがあるとよい。
- 企業側は雇用確保に苦慮している状況もあり、学生が、県内企業の情報や県職員の仕事に触れられるような場があるとよい。
- まず場所を整備するというよりも、より大きな枠組みの中で協働・共創を位置づける考え方もあり得る。どのような場で議論するのが適切か考える必要がある。
- イノベーションを重視するのであれば、継続的にイノベーションが生まれる仕組みを構築することが重要ではないか。
- 県庁舎にコワーキングスペースを設ける場合は、民間事業者との共存や、民間サービスを圧迫しないかという観点も必要。

論点

事例等

■群馬県庁 NETSUGEN



出所：「NETSUGEN」HP

・群馬県庁32階にある官民共創スペースで、新たなビジネスや地域課題の解決にチャレンジする人、企業等が集うイノベーション創出拠点となっている。

■愛媛県庁 E:N BASE



出所：「E:N BASE」HP

・愛媛県庁第二別館の1階・2階にある官民共創スペースで、産学官が交流し、地域課題の解決や新たな価値創出を目指す拠点となっている。

論点1 (4) 協働・共創スペースの方向性

- ・ 協働・共創スペースの方向性について、御意見をいただきたい。

論点

- ・ **協働・共創スペースを県庁舎内に設置する意義は何か。**
 - アイーナや他の協働・共創スペースと差別化できる県庁独自の価値は何か。
 - 県民に開かれた県庁舎の実現にどうつなげていくか。
- ・ **想定される協働・共創スペースとしてはどのようなものが考えられるか。**

(機能の例)

 - オープンな打合せ・交流スペース
 - ワークショップや対話イベントを実施できるスペース
 - コワーキングスペース
 - オンライン会議用の個室ブース
 - 実証実験や展示が可能な情報発信スペース
 - 学生・企業・NPO等との交流ラウンジ
- ・ **協働・共創スペースの主たる利用者を誰と想定するか。**
 - 利用範囲は多様な主体としつつ、主たる利用者をどこに設定するか。
 - 県民も自由に利用できる空間とするか。
- ・ **協働・共創スペースの運営方法をどう考えるか。**
 - 日常的な打合せ利用に限定するか。あるいは、イベント利用も想定したスペースとするか。
 - 民間事業者等による運営を想定するか。

論点 2 (1) 県民室の在り方

- 県民室の在り方について、御意見をいただきたい。

県行政を 取り巻く 環境の変化

- 県庁舎には、行政サービスの提供だけでなく、県民に開かれた公共空間としての役割が求められている。

県庁舎整備 を踏まえた 検討

- 県庁舎再整備を契機として、県民が利用しやすく、親しみを感じられるパブリックスペースを整備できないか。

- 現在の県民室の機能や利用状況をどのように評価するか。**
 - 現在の県民室はどのような目的で利用されているか。利用頻度や利用者層をどうか。
 - 再整備後の県庁舎に継承すべきもの、見直すべきものは何か。
- 待合せ、休憩、打合せ、学習等の機能をどの程度確保すべきか。**
 - 来庁者向けの待合せ・休憩スペースとしてどの程度の広さが必要か。
 - 打合せや面談のためのスペースを設置する必要があるか。設置する場合は、協働・共創スペースとの棲み分けをどう考えるか。
 - 高校生や大学生の自習利用を認めるか。（事例：長崎県庁ではオープンスペースを土日も開放し、学生等が利用している。）

WGでの主な意見

- 待合・休憩スペースとは別に、ミーティングスペースのような機能も必要か。
- ミニコンサートの開催は大変興味深い。こうした文化機能は、誰もが気軽に立ち寄ることができる開かれた空間という意味合いを持つ。協働や県政への参画を促す場づくりという観点からも意義がある。
- 最初から多目的スペースとして位置付ける考え方もあるのではないか。日常的な情報発信機能を確保しながら、必要に応じてイベントや展示、交流の場としても活用できるよう設計しておくという考え方もあるのでは。

事例等

■岩手県庁 1 階 県民室

（県民室入口・総合案内窓口）



（待合せスペース）

（県庁舎の模型）



（展示スペース）



（令和 7 年 第 2 回県庁ロビーコンサート）



- 県民室の年間利用者数：約25,000人
（1日当たり約100人）

論点 2 (2) 情報発信機能の在り方

- ・ 情報発信の在り方について、御意見をいただきたい。

県行政を 取り巻く 環境の変化

- ・ 行政情報の入手方法がデジタル化し、従来の庁舎利用の在り方が変化している。
- ・ 一方で、来庁者が県政や地域の魅力に触れることができるリアルな情報発信の場も必要。

県庁舎整備 を踏まえた 検討

- ・ 県庁舎再整備において、県政や地域の魅力を発信する機能をどう確保するか。

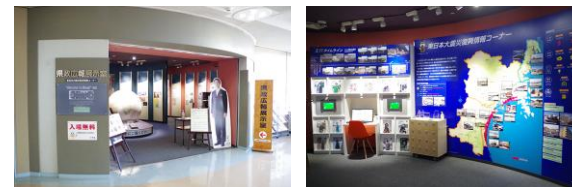
- ・ **他の自治体では、県政を発信するスペースを設けているが、どのように考えるか。**
 - 県庁舎に情報発信機能を設ける意義をどのように考えるか。
 - 情報発信機能は県民室と一体的に検討すべきと考えるが、いかがか。
- ・ **県庁舎で発信すべき県政情報とは。**

WGでの主な意見

- ・ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、震災の伝承という観点も重要。
- ・ 発信すべき県政情報には、小中学生や若い世代向けのメニューも必要。
- ・ 情報発信機能は、県民室の機能とも関連付けながら検討する必要。
- ・ DXの活用で情報発信の機能性はさらに高まると思うが、一方で、人が集まり、対面で話し合うことで初めて伝わる情報や生まれるつながりもあるのでは。
- ・ 県として、目的を持って訪れる方が利用する機能を重視するのか、あるいは目的がなくても立ち寄れる施設を目指すのか、方向性の確認が必要。
- ・ 観光客の利用を想定した場合、盛岡市中心部への注目度は高まっており、展望スペースが整備されれば、一定の利用は見込めると思うが、一方で、他の機能や空間計画との兼ね合いが生じる。
まずは「誰のための機能なのか」「何を実現したいのか」という目的を明確にすることが重要。

事例等

■ 宮城県庁18階 県政広報展示室



出所：せんだいタウン情報 machico

■ 長崎県庁 1 階 ロビー



出所：長崎市公式観光サイト

【想定される情報発信の例】

- 岩手県の歴史、自然、文化、産業等に関する情報
- 重点施策や県政に関する情報
- 防災・危機管理情報
- 観光・文化情報
- 県産品情報
- 定住促進情報 など

- 市町村との協働・共創について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- 県民に開かれた庁舎づくりが求められている一方で、個人情報や行政情報を取り扱うため、執務環境のセキュリティ確保も重要となっている。

県庁舎整備を踏まえた検討

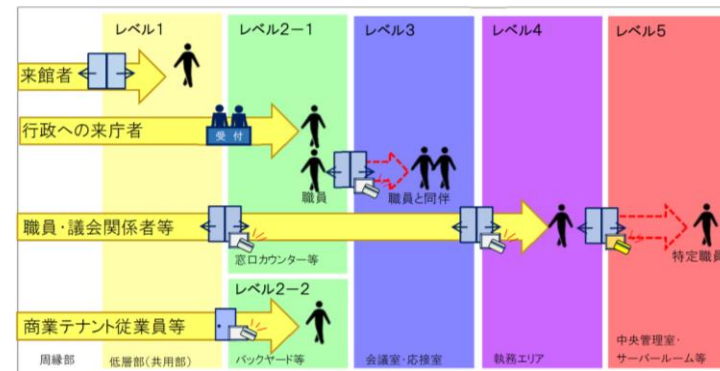
- 県庁舎再整備を契機として、来庁者の利便性の確保と執務環境のセキュリティを両立する庁舎計画とすることができないか。

論点

- 来庁者が利用できる範囲をどう考えるか。**
 - 来庁者が自由に利用できる範囲をどこまで確保するか。
 - 休日や閉庁時間帯の利用は想定しないことでよいか。
- 来庁者の利便性と執務エリアのセキュリティ確保をどのように両立するか。**
 - 執務室エリアへの立入りをどのように制限するか。
 - 来庁者との打合せは執務室内ではなく打合せスペースで行うべきか。

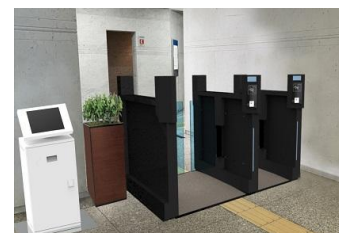
事例等

■ セキュリティレベルの設定



(出所) 横浜市新市庁舎管理計画 (第2版)

■ セキュリティゲート、QR入庁証発券機の設置



(出所) 神奈川県庁 HP

多様な主体からの意見聴取
県民・市町村・NPOのアンケート等

県民アンケート等について

1 県民・市町村・NPO等のアンケート

内容：主な項目（想定）		対象	目的	方法
協働	：市町村職員 利用スペース	市町村	県庁舎に求める機能（現庁舎に不足する機能） に係る意見及びニーズを把握。 ※地方制度調査会における議論（県による補完支援）を踏まえたニーズ調査。	市長会、町村会を通じて県内33市町村にアンケート ※ 8/5現在、アンケート実施中。
協働	：県民協働 スペース	NPO・関係団体 （公益法人等）	県庁舎に求める機能（現庁舎に不足する機能・アイーナ等 県民利用施設利用に係る課題）に係る意見及びニーズを把握。	県内の主なNPO等に直接アンケート （認定NPO、中間支援NPO、出資法人等、県との関りが強い団体を抽出） ※ 8/5現在、アンケート実施中。
全体の 方向性	：県庁舎の役割 重視すべき観点	県民	基本構想の内容を前提に、 県庁舎に期待する役割や重視すべき観点（理念） に係る意見及び価値観を把握。	●いわて希望郷モニター （母数200） ●県公式アカウントLINEアンケート （母数12,000程度） ●こどもモニター （母数120） ※ 8/5現在、アンケート実施・集計中。 ※エリア別、年代別にクロス集計

2 大学生ワークショップ

内容：主な項目（想定）		対象	目的	開催概要
協働	：県民協働 スペース	①県内在住の大学生 ②将来岩手県内での就職に関心のある大学生	県庁舎に求める機能（現庁舎に不足する機能・アイーナ等 県民利用施設利用に係る課題）に係る意見及びニーズを把握。	1 日 時 令和8年8月21日（金） 2 場 所 県庁12階会議室 3 募集定員 25名程度 4 モデレーター （株）日本総合研究所社員

市町村アンケートの調査項目について

問 1 基礎情報

(※8/5現在、アンケート実施・集計中)

- (1) 団体名（市町村名） (2) 回答者所属・役職 (3) 活動拠点（市町村）

問 2 県庁舎の利用において課題を感じる点（複数選択）

- ① 庁内の部署配置が分散している
- ② 打合せスペースが不足
- ③ ICT環境（WiFi、オンライン会議等）が不十分
- ④ 訪問先（室課）の場所がわかりにくい
- ⑤ 執務環境（明るさ・広さ・快適性）に課題がある
- ⑥ 特に課題はない
- ⑦ その他（ ）

問 3 現在の県庁舎で不足していると感じる施設・設備はありますか。（複数選択可）

- ① 会議や打合せができるスペース
- ② オンライン会議や情報共有のためのICT設備
- ③ 災害対策本部や応援職員受入れのためのスペース・設備
- ④ 県民・市町村・企業等との協働や交流のためのスペース
- ⑤ 特に不足は感じない
- ⑥ その他（ ）

問 4 県庁舎での会議・打合せの際、前後に空き時間が生じることがありますか

- ① よくある
- ② 時々ある
- ③ あまりない
- ④ ほとんどない

問 5 会議・打合せの合間に利用可能な「作業スペース（例：簡易デスク、Wi-Fi環境等）」の必要性についてどう考えますか

- ① 必要
- ② 不要

問 6 そのようなスペースに求める機能（複数選択）

- ① 個人作業ができるデスク
- ② 電源・Wi-Fi
- ③ Web会議対応（個室・ブース）
- ④ 少人数打合せスペース
- ⑤ 予約不要で利用可能
- ⑥ 静かな環境
- ⑦ 長時間利用可能
- ⑧ その他（ ）

問 7 その他自由記載

NPOアンケートの調査項目について

問1 基礎情報

(※8/5現在、アンケート実施・集計中)

- (1) 団体名 (2) 回答者所属・役職 (3) 活動拠点（市町村）

問2 団体としてのアイーナ（いわて県民情報交流センター）の利用について

- ① よく利用している ② ときどき利用している ③ あまり利用していない ④ 知っているが利用したことはない ⑤ 知らない

問3 アイーナをどのような目的で利用していますか（複数選択）

- ① 県との会議・打合せ（担当課との協議など） ② 県以外との会議・打合せ ③ イベント・交流 ④ 展示・情報発信
⑤ 個人作業・活動拠点 ⑥ 利用していない ⑦ その他（ ）

問4 アイーナの利用にあたって感じる課題（複数選択）

- ① 調整・打合せに必ずしも適していない ② 立地・アクセスに課題がある ③ 設備（ICT・会議機能等）が十分でない
④ 特に課題はない ⑤ その他（ ）

問5 団体として県庁舎を訪問する頻度について

- ① 月に1回以上訪問している ② 年に数回程度訪問している ③ 年に1回程度訪問している
④ ほとんど訪問していない ⑤ 訪問したことがない

問6 県庁舎をどのような目的で訪問していますか（複数選択）

- ① 会議・打合せ ② イベント・交流 ③ 展示・情報発信 ④ 個人作業・活動拠点
⑤ 利用していない ⑥ その他（ ）

問7 県庁舎の利用にあたって感じる課題（複数選択）

- ① 調整・打合せに必ずしも適していない ② 立地・アクセスに課題がある ③ 設備（ICT・会議機能等）が十分でない
④ 特に課題はない ⑤ その他（ ）

問8 次のうち、どのような場が県庁舎にあることが望ましいと考えますか（複数選択）

- ① 県との協議・調整を行う場（担当課との打合せ等） ② 行政と団体が継続的に連携できる拠点 ③ 政策形成に関わる意見交換・協議の場
④ 災害時の連携・情報共有の場 ⑤ 団体同士の連携・交流の場 ⑥ アイーナ等の既存施設で十分対応可能 ⑦ その他（ ）

問9 県庁舎に、民間団体等との協働・交流スペースが必要だと思いますか

- ① 必要 ② どちらかといえば必要 ③ あまり必要ない ④ 必要ない

問10 上記の理由を教えてください。

問11 その他自由記載

県民アンケートの調査項目について

問 1 あなたの年齢、性別、居住地を教えてください。

(※8/5現在、アンケート実施・集計中)

(1) 年齢

①20代（10代も含む）、②30代、③40代、④50代、⑤60代、⑥70代以上

(2) 性別

①男性、②女性、③その他、④答えたくない

(3) 居住地(市町村名)

問 2 将来の県庁舎にどのような役割を期待しますか。あてはまるものをすべて選択してください。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ①行政手続や相談の場 | ②政策の企画・立案や調整を行う拠点 |
| ③災害時の防災・危機管理の中心拠点 | ④官民共創や地域連携を進める拠点 |
| ⑤県民が利用・交流できる開かれた施設 | ⑥県の象徴となる施設（デザイン性・シンボル性） |
| ⑦その他 | |

問 3 県庁舎の整備にあたり、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

- ①多少コストがかかっても、県の象徴となる魅力的な庁舎とするべき
- ②機能性を重視し、効率的でシンプルな庁舎とするべき
- ③できる限りコストを抑えた最小限の庁舎とするべき

問 4 県庁舎の再整備にあたり、特に重視すべき事項はどれですか。（最大3つまで選択可）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①防災性（耐震性能や防災機能の確保） | ②機能性（業務効率や使いやすさ） |
| ③利便性（交通アクセスや分かりやすさ） | ④開放性（県民利用・交流機能） |
| ⑤環境性能（脱炭素、省エネルギー等） | ⑥コスト（整備費用及び将来負担の抑制） |
| ⑦事業期間の短縮（早期着工・工期短縮） | |

問 5 将来の県庁舎のあり方として、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

- ①防災機能を最優先とし、防災性を重視した庁舎とする
- ②環境配慮や持続可能性を重視した庁舎とする
- ③官民が連携・協働する拠点としての機能を重視する
- ④働きやすく効率的な行政運営を重視した庁舎とする

機能・性能等の整理

働き方に関する論点

働き方に関する論点

- ・ 県庁舎再整備基本構想に掲げる「働き方」の基本理念・基本方針を踏まえ、ワーキンググループでは、働き方を支える執務環境やICT、運用ルールについて、御意見をいただきたい。

WGで議論する項目

No.	大項目	中項目	WGで議論したい点
1	執務環境の在り方	(1) ABW、フリーアドレスについて 第2回懇話会で議論	・ ABWを庁内でどのような働き方として定義するか ・ 業務特性に応じて、集中・交流オンライン会議等の場をどのように配置するか ・ 働き方の制度変更によって、将来必要となる庁舎機能をどう変えるか ・ どの範囲をフリーアドレスの対象とするか
		(2) ペーパーレスについて	・ 紙文書をどの程度削減するか ・ 電子保管、紙保管の取扱いをどのように統一するか ・ 紙文書のストック量をどのように減らしていくか
		(3) 座席数について 第3回懇話会で議論	・ 出勤率、在宅勤務、出張、会議参加等を踏まえ、座席数をどの水準に設定するか
2	ユニファイドコミュニケーションの活用	IP電話、Web会議、チャット・情報共有等について 第2回懇話会で議論	・ 固定電話中心から、端末・内線・チャット・Web会議を組み合わせた運用へ移行できるのか ・ 代表電話、窓口電話、災害時通話の扱いをどう考えるのか ・ 会議室、個室ブース、配信用設備、庁内外とのハイブリッド会議環境をどう整備するのか ・ メール中心の連絡から、チャット、タスク共有、共同編集へどの程度移行するか

論点 1 (1) ABW、フリーアドレスについて

- ABW、フリーアドレスについて、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- 職員の業務内容は多岐にわたり、業務の形態も多様化している。
- 一方で、ハードの整備だけでなく、ソフト面の整備も同時に進めないと、ABW、フリーアドレスの効果は出にくい。

県庁舎整備を踏まえた検討

- 県庁舎再整備を契機に「新しい庁舎でどのように働きたいか」を空間整備と運用ルール的一面から整理する必要がある。
- フリーアドレスについては、全部局一律ではなく、業務特性に応じて固定席、グループアドレス、完全フリーの組合せを検討できないか。

議論したい点

- ABWを庁内でどのような働き方として定義するか。**
 - 全職員共通の考え方とするか、部局・業務特性に応じた段階導入とするか。
- 業務特性に応じて、集中・交流オンライン会議等の場をどのように配置するか。**
 - 集中ブース、打合せ席、プロジェクト席、Web会議ブース、来客対応席、短時間作業席など、優先順位をどう考えるか。
- どの範囲をフリーアドレスの対象とするか。**
 - 固定席を残すべき業務・職員の条件をどう整理するか。

WGでの主な意見

- フリーアドレスが適している職場と、必ずしも適していない職場がある。
- どの範囲をフリーアドレスの対象とするかについては、今後、業務特性を踏まえて整理していく必要がある。例えば、在席率が低い職場、テレワーク利用率が高い職場、全職員が同時に執務室に在席することが少ない職場などは、比較的フリーアドレスに適している。

事例等

■東京都庁 ABWに対応した執務室

総務局の
執務室

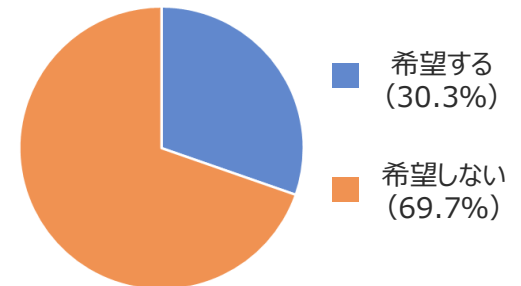


WEB会議
スペース

集中ブース



■岩手県庁職員 フリーアドレスの導入意向



論点 1 (2) ペーパーレスについて

- ペーパーレスについて、御意見をいただきたい。

県行政を 取り巻く 環境の変化

- 紙資料の保管量が多い場合、執務室面積、収納什器、移転費用に大きく影響する。
- 電子決裁や電子データ共有が進むほど、フリーアドレスや在宅勤務も実施しやすくなる。
- 一方で、根拠資料、押印資料、外部提出資料、長期保存文書など、紙が残る業務もある。

県庁舎整備 を踏まえた 検討

- 新庁舎の面積と収納計画を具体化する前に、紙文書・物品量の削減目標と、電子化できないものの扱いを整理する必要がある

議論 したい点

- 紙文書をどの程度削減するか。**
 - 現状の文書量を把握したうえで、課別・部局別に削減目標を設定するか。
- 電子保管、紙保管の取扱いをどのように統一するか。**
 - 他の自治体では、電子保管をすれば、紙文書の廃棄を可とする自治体もあるが、本県で導入する場合はどのような課題があるか。
- 紙文書のストック量をどのように減らしていくか。**
 - 保存年限到来文書の適切な廃棄や移管をどのように徹底するか。

WGでの主な意見

- 制度上又は運用上の制約により、紙の削減が難しい部分が残っている状況
- また、紙の使用量を減らすことと併せて、既存の紙文書の保管・保存をどのように整理するかも課題です。
- 理念としては紙ゼロを目指すことが望ましいと考えますが、現実的には、最終的に紙を完全になくすことは難しい

事例等

■ 岩手県の複写用紙の購入枚数

	年度目標値			計画目標値
	R5	R6	R7	R8
目標	30.0	35.0	40.0	50.0
実績	29.5	35.2	43.0	

行政経営プラン（第2期アクションプラン）において、複写用紙の購入枚数の削減率（令和2年度比）を設定しているもの。

■ 岩手県総務部財政課執務室 （ペーパーレスを含むオフィス改革実施後）



令和4年度に**オフィス改革の取組をモデル的に実施**した財政課では、ペーパーレス化や什器の見直し、ミーティングルームのコンパクト化を図り、キャビネットやサイドワゴンの撤去を行うことで、執務室内において**余裕スペースを創出**。

この余裕スペースを活用して、**打合せスペースを充実**させるとともに、**フリーアドレスも試行**している。

（文書量▲59.6%減、R4職員数25人、1人当たり13.7fm削減）

論点 1 (3) 座席数について

- 座席数について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- 出勤率、在宅勤務、出張、会議参加等を踏まえ、座席数をどの水準に設定するか

県庁舎整備を踏まえた検討

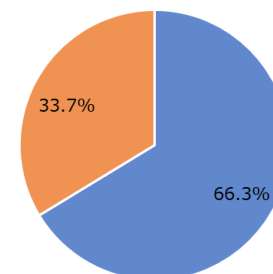
- 座席数は面積やコストに直結するため、出勤率だけでなく、業務継続、災害対応、職員の納得感を踏まえた設定が必要である

論点

- 出勤率、在宅勤務、外勤、会議参加等を踏まえ、座席数をどの水準に設定するか。**
 - 常勤、会計年度任用職員、外部委託、研修生、応援職員など、誰を座席数算定に含めるか。
 - 平均出勤率、最大出勤率、在宅勤務率、出張率について設定する必要があるか。必要がある場合は、どのように設定するか。
 - 仮に、全ての職員の座席数を確保しないと設定した場合に、出勤率が想定を上回る状況となったとき、執務室に座れない職員はどこに座るか。

事例等

■ 岩手県庁職員 テレワークの実施希望



テレワークを希望するか	回答数	割合
はい	933	66.3%
いいえ	474	33.7%
合計	1,407	100%

■ 岩手県の在宅勤務制度

対象者数	全職員 ※R6.6から取得理由不問 (ただし、原則として週1日以内)
承認の判断基準 (所属長判断)	業務の性質上、明らかに在宅勤務を実施できない場合 新採用職員など、一時期において対面が望ましい場合 職場における一定の体制を確保する必要がある場合

論点2 ユニファイドコミュニケーションツールの活用

- 電話、メール、チャット、Web会議等の機能が統合され、効率的な情報共有・連絡を可能とするUCツールの活用について、御意見をいただきたい。

県行政を取り巻く環境の変化

- 固定電話、メール、庁内照会、Web会議、チャットなど、連絡手段が多様化している。
- チャットや共同編集は、意思決定過程の見える化、在宅勤務時の連携強化に有効となる。
- 席を固定しない働き方や在宅勤務を進める場合、固定電話を前提とした運用は制約になる。
- 一方で、代表電話、災害時通信、外部からの電話対応は引き続き重要である。

県庁舎整備を踏まえた検討

- 庁舎再整備を契機に、電話番号、内線、端末、在席表示、着信転送、窓口対応を一体的に検討する必要がある。

議論したい点

- 固定電話中心から、端末・チャット・Web会議を組み合わせた運用へ移行できるか。**
 - 職員個人の端末・PCで内線を受ける運用へ移行できるか。
- 代表電話、窓口電話、災害時通話の扱いをどう考えるか。**
 - 通信障害時に使用する回線、非常用電話、優先電話、庁内放送等のバックアップをどう考えるか。
- メール中心の連絡から、チャット、タスク共有、共同編集へどの程度移行するか。**
 - 正式通知、軽微な相談、緊急連絡など、手段ごとの使い分け基準を設けるか。

WGでの主な意見

- チャット、Web会議、ファイル共有等を統合したツールの必要性を感じており、実際に使用して実感しているのは、特に共同編集機能の有用性である。
- 導入の必要性については一定程度理解されているものの、財政面のハードルをどのように乗り越えるかが課題となっている。

事例等

■ 秋田県庁 業務支援ツールの導入



秋田県では、職員の生産性向上や印刷代のコスト削減を目的に、令和7年度からメール、チャット、オンライン会議、電話などの機能を統合した業務支援ツールを導入している。

■ WEB会議ブース・集中ブース

